

# 令和5年度 デジタル庁情報システム調達改革の フォローアップ

2024/04/02

戦略・組織グループ 調達支援・改革担当

# 目次

## 1. 検討会の進め方

---

- ✓ 第7回検討会/最終報告書の振り返り
- ✓ 本検討会の位置づけ、開催概要及び進め方について

## 2. 論点の概要

---

- ✓ 各施策に対する主な取り組み成果
- ✓ 各施策に対する主な課題と今後の取り組みの方向性

## 3. 次年度以降の施策の進め方

---

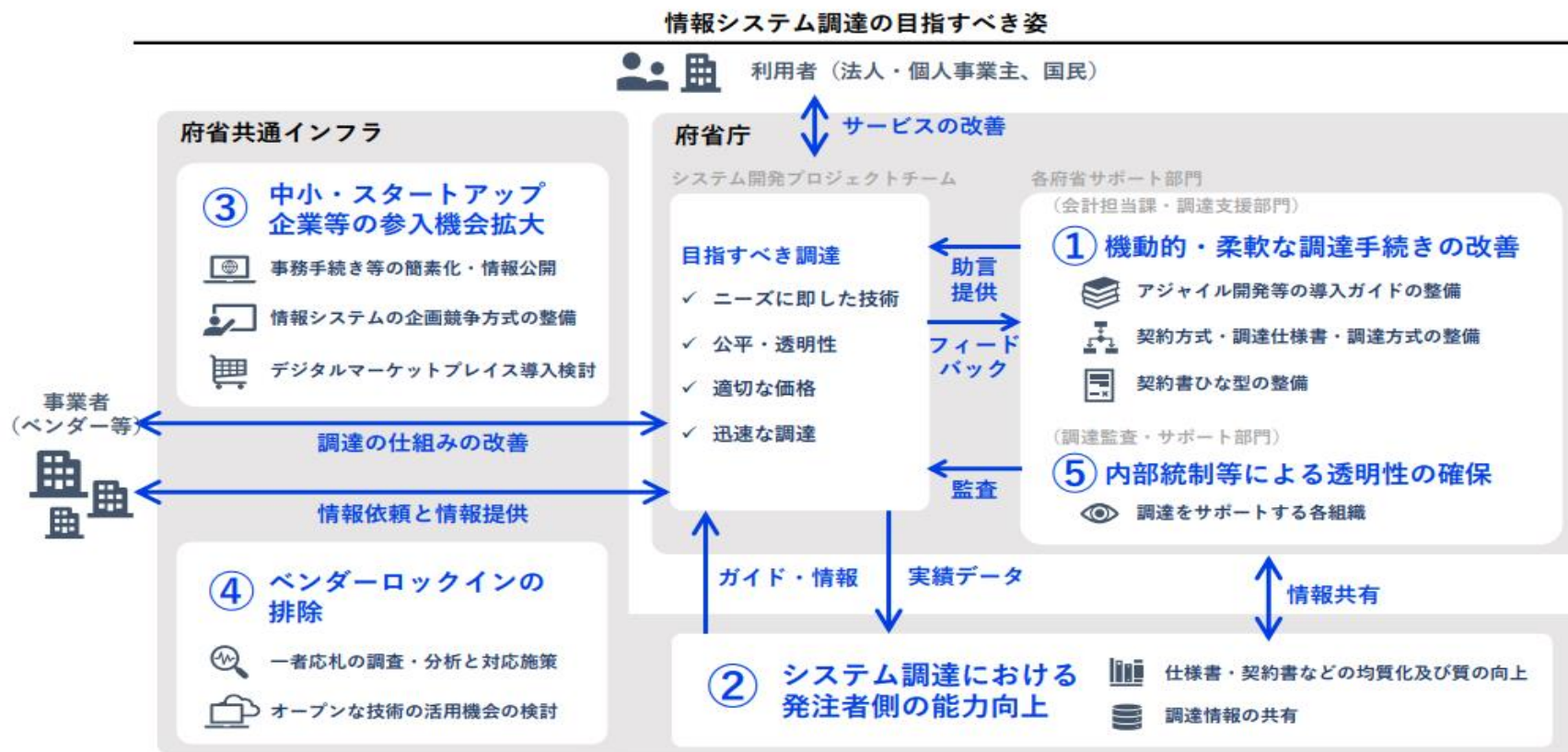
- ✓ 次年度以降の施策の進め方
- ✓ 5つの施策に関する今後の取り組みの方向性

# 1. 検討会の進め方

# 第7回検討会/最終報告書の振り返り

## 情報システム調達のあるり方の実現に向けた今後の取り組み

検討会の結果整理された5つの施策の方向性(機動的・柔軟な調達手続きの改善、システム調達における発注者側の能力向上、中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大、ベンダーロックインの排除、内部統制等による透明性の確保)を取り込み、利用者、事業者(ベンダー等)、府省庁等の関係者との関係性を描いた将来像を示す。



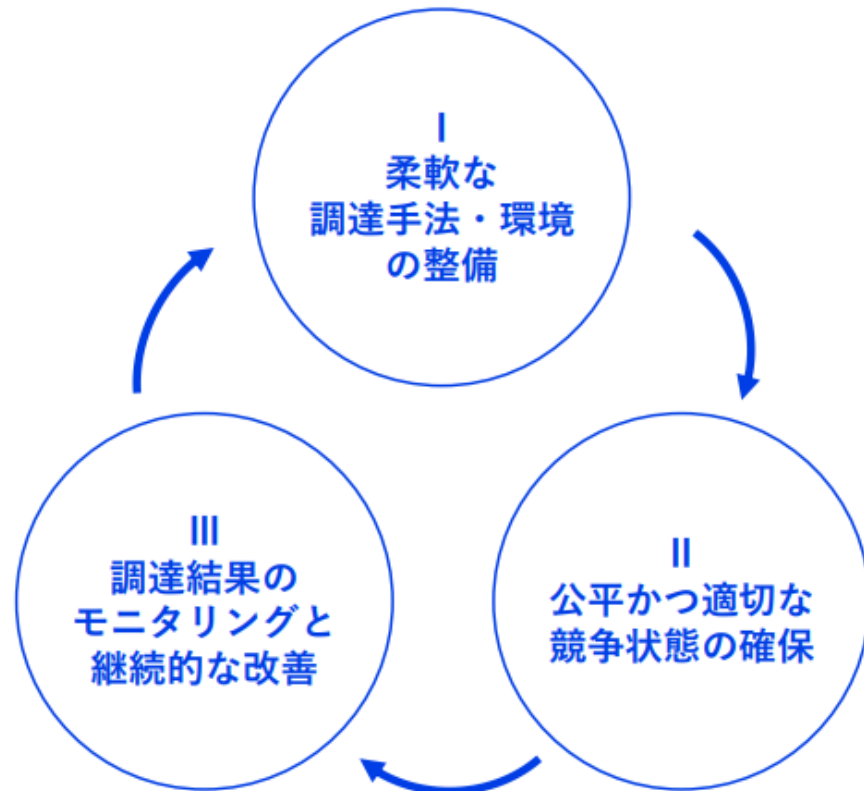


# 第7回検討会/最終報告書の振り返り

デジタル庁における今後の進め方

## デジタル庁システム調達改革の取り組み(ミッション)

社会のニーズに即したITソリューションを、公平かつ透明性の高い方法によって、適切な価格で、迅速に調達できる環境を、  
不断の見直しにより継続化を図る。



### I. 柔軟な調達手法・環境の整備

- ガイドラインやマニュアル等の整備及び周知
- 多様な仕様書・契約形態の準備、共有
- 情報システムに適した調達方式の導入
- 中小・スタートアップ企業等の参入障壁撤廃による参入円滑化

### II. 公平かつ適切な競争状態の確保

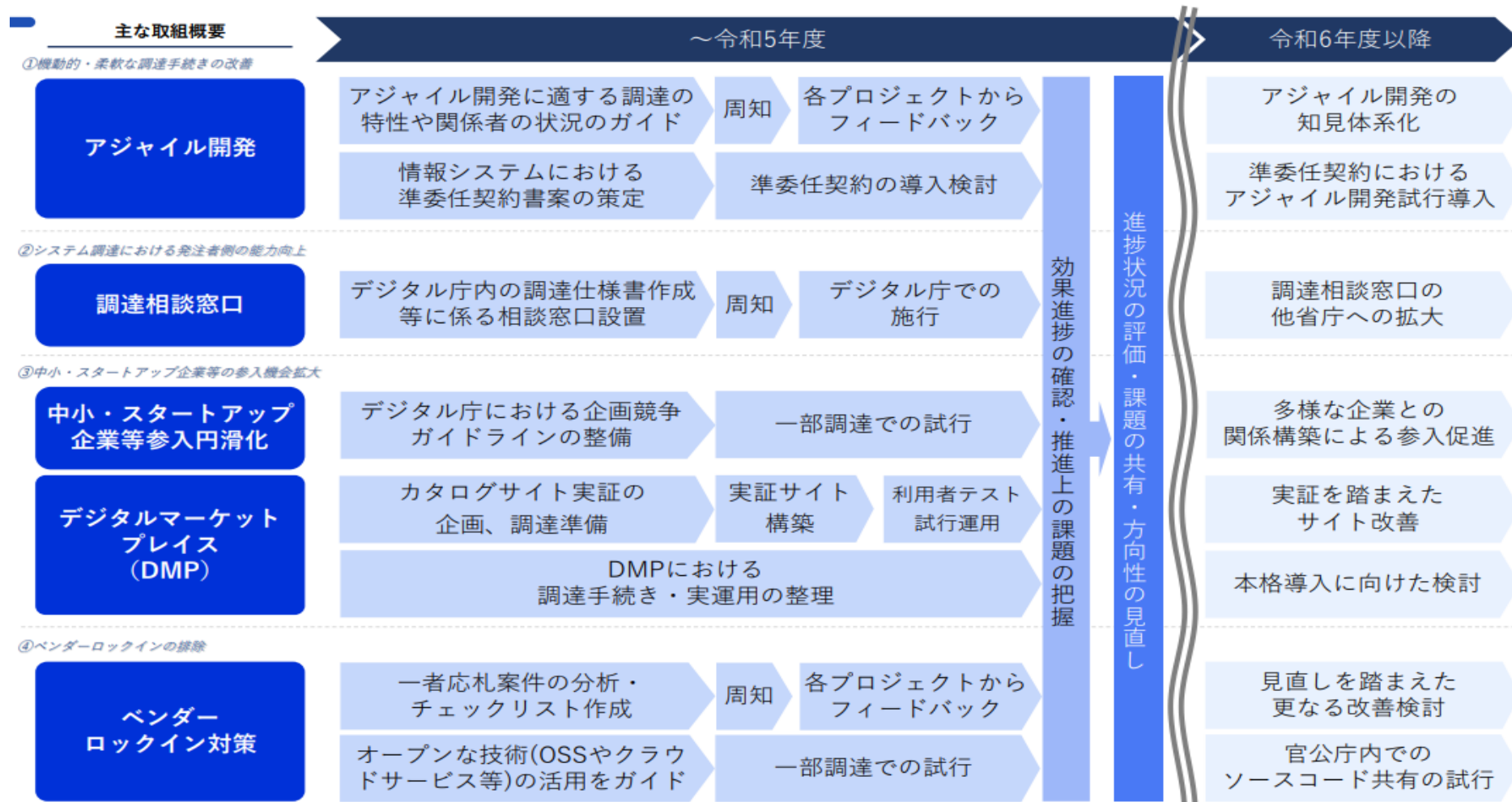
- 個別プロジェクトごとの相談・サポート体制の一元化
- 既存ベンダーの優位性の軽減(ベンダーロックイン排除)

### III. 調達結果のモニタリングと継続的な改善

- 相談内容・調達実績のストック化と共有、今後の調達での活用
- 発注者側の能力向上
- 恒常的なモニタリングと内部統制の充実・強化

# 第7回検討会/最終報告書の振り返り

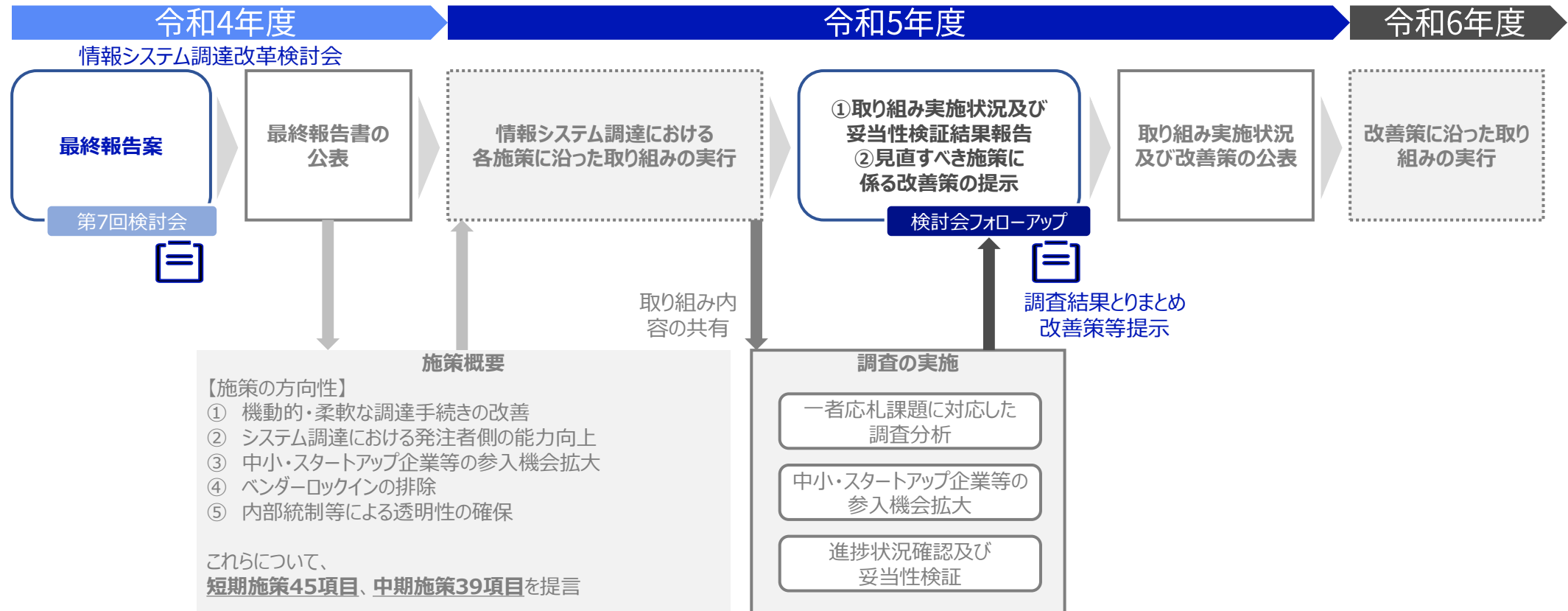
## システム調達改革における主な取り組みのロードマップ案



※既に効果が認められる施策についてはガイドライン等に記載し、速やかに各府省庁へ共有する。  
試行等が必要な施策については、デジタル庁にて試行し、効果が認められる施策については積極的に展開を図る。

# 検討会の位置づけ

- 検討会では、昨年度の「情報システム調達改革検討会」にて提言された各施策(令和5年3月に公表)について、
- ①情報システム調達に係る令和5年度の取り組み実施状況及び妥当性検証結果を報告する
  - ②現状調査及び分析を踏まえ、見直すべき施策に係る改善策を提示する
- 上記2点について、委員の先生方より各者専門領域の立場からご意見をいただき、次年度以降の取り組みに繋げることを目的とする



## 2. 論点の概要

# 本検討会の議論ポイント

- 令和5年度の取り組み成果を踏まえた、更なる取り組み推進に向けたご助言、課題のある取り組みや難易度の高い取り組みに対する解決策やアプローチ方法等のご助言

## 特にコメント頂きたい点

- ・ アジャイル開発の利用環境整備
  - ・ アジャイル開発における準委任契約書のありかた
  - ・ 合理的な調達単位
  - ・ 損害賠償金額の上限設定
  - ・ ベンダーロックイン防止チェックリストの効果測定
- 関連業界団体の声に対し、調達改革の中で取り組めること等に関するコメント
  - 次年度以降の取り組みの方向性に対するご意見やご助言

# 施策に対する主な取り組み成果

施策の方向性	取り組み提言	令和5年度の主な取り組み成果	取り組み状況	自己評価
① 機動的・柔軟な調達手続きの改善	<p>多様な開発手法・調達手法(アジャイル等)の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● アジャイル開発の導入ガイドの整備</li> <li>● 契約方式・調達仕様書・調達方式の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アジャイル開発の採用</li> <li>● 標準ガイドライン群の改訂</li> <li>● 各種ルールの策定(ガバメントクラウド、変更契約ルール等)</li> </ul>	 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ いくつかの調達にてアジャイル開発等を実施するもまだ普及は限定的</li> <li>✓ 一定の基準を作るにはサンプル不足</li> </ul>
② システム調達における発注者側の能力向上	<p>発注者支援の体制構築(調達相談窓口等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達情報の共有</li> <li>● 仕様書・契約書等の均質化及び質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達仕様書の雛形整備・共有</li> <li>● 相談窓口設置</li> <li>● 発注者向け研修等実施</li> <li>● 調達仕様書データベース整理</li> </ul>	 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 開発案件に於いては仕様書の雛形を作成</li> <li>✓ 内容を充実させつつ、順次、各省に展開予定</li> </ul>
③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	<p>技術力を有する多種・多様な企業の参入円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報システムの企画競争方式の整備(技術的対話方式の推進含む)</li> <li>● 事務手続き等の簡素化・情報公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プロポーザル型企画競争入札の導入等新規企業参入拡大</li> <li>● デジタルスタートアップへの加点</li> </ul>	 順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中小・スタートアップ企業の契約が増加の傾向にある</li> <li>✓ デジタルスタートアップへの加点で更なる増加が見込まれる</li> </ul>
	<p>デジタルマーケットプレイス(DMP)導入検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● DMP導入検討</li> <li>● プロトタイプ実証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プロトタイプ構築実証実施</li> <li>● 調達関係制度上の整備・実運用の整理</li> </ul>	 順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ベンダーが提供するソフトウェア、サービスの登録を開始する等、順調に実証が進んでいる</li> </ul>
④ ベンダーロックインの排除	<p>公平な調達環境の整備(発注者に起因する一者応札対策等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一者応札の調査・分析と対応施策</li> <li>● オープンな技術の活用機会の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● チェックリストの配布</li> <li>● 一者応札案件の発注者・事業者へのアンケート実施・分析</li> </ul>	 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 企画競争や、仕様書テンプレートの活用で一者応札の案件が減少している</li> <li>✓ チェックリストの使いこなしが不十分</li> <li>✓ 引き続き、個別の案件の要因分析、対策の推進することで更なる減少が見込まれる</li> </ul>
⑤ 内部統制等による透明性の確保	<p>より一層の公平性・透明性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達をサポートする各組織</li> <li>● 事業者との対話推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談窓口設置(再掲)</li> <li>● 技術的対話、RFI、意見招請実施</li> </ul>	 道半ば	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 職員の兼務等で、連絡は密にとれている一方、リソースが不十分</li> <li>✓ 技術対話については周知不足、制度の利便性改善が必要</li> </ul>



# 施策に対する主な取り組み成果

施策の方向性	取り組み提言	令和5年度の主な取り組み成果	取り組み状況	自己評価
① 機動的・柔軟な調達手続きの改善	<p>多様な開発手法・調達手法(アジャイル等)の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● アジャイル開発の導入ガイドの整備</li> <li>● 契約方式・調達仕様書・調達方式の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アジャイル開発の採用</li> <li>● 標準ガイドライン群の改訂</li> <li>● 各種ルールの策定(ガバナメントクラウド、変更契約ルール等)</li> </ul>	 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ いくつかの調達にてアジャイル開発等を実施するもまだ普及は限定的</li> <li>✓ 一定の基準を作るにはサンプル不足</li> </ul>
② システム調達における発注者側の能力向上	<p>発注者支援の体制構築(調達相談窓口等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達情報の共有</li> <li>● 仕様書・契約書等の均質化及び質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達仕様書の雛形整備・共有</li> <li>● 相談窓口設置</li> <li>● 発注者向け研修等実施</li> <li>● 調達仕様書データベース整理</li> </ul>	 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 開発案件に於いては仕様書の雛形を作成</li> <li>✓ 内容を充実させつつ、順次、各省に展開予定</li> </ul>
③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	<p>技術力を有する多種・多様な企業の参入円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報システムの企画競争方式の整備(技術的対話方式の推進含む)</li> <li>● 事務手続き等の簡素化・情報公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プロポーザル型企画競争入札の導入等新規企業参入拡大</li> <li>● デジタルスタートアップへの加点</li> </ul>	 順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中小・スタートアップ企業の契約が増加の傾向にある</li> <li>✓ デジタルスタートアップへの加点で更なる増加が見込まれる</li> </ul>
	<p>デジタルマーケットプレイス(DMP)導入検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● DMP導入検討</li> <li>● プロトタイプ実証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プロトタイプ構築実証実施</li> <li>● 調達関係制度上の整備・実運用の整理</li> </ul>	 順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ベンダーが提供するソフトウェア、サービスの登録を開始する等、順調に実証が進んでいる</li> </ul>
④ ベンダーロックインの排除	<p>公平な調達環境の整備(発注者に起因する一者応札対策等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一者応札の調査・分析と対応施策</li> <li>● オープンな技術の活用機会の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● チェックリストの配布</li> <li>● 一者応札案件の発注者・事業者へのアンケート実施・分析</li> </ul>	 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 企画競争や、仕様書テンプレートの活用で一者応札の案件が減少している</li> <li>✓ チェックリストの使いこなしが不十分</li> <li>✓ 引き続き、個別の案件の要因分析、対策の推進することで更なる減少が見込まれる</li> </ul>
⑤ 内部統制等による透明性の確保	<p>より一層の公平性・透明性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達をサポートする各組織</li> <li>● 事業者との対話推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談窓口設置(再掲)</li> <li>● 技術的対話、RFI、意見招請実施</li> </ul>	 道半ば	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 職員の兼務等で、連絡は密にとれている一方、リソースが不十分</li> <li>✓ 技術対話については周知不足、制度の利便性改善が必要</li> </ul>

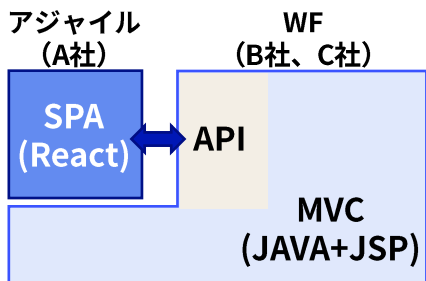
# ① 機動的・柔軟な調達手続きの改善

## 1. 主な取り組み成果

### ● アジャイル開発の採用や調達単位変更の試行

- 令和5年度は、複数の大型案件においてアジャイル開発やフロントエンドとバックエンドの分割調達を採用することで実際の事業を通じて知見を蓄積することができた
- メリットもあった一方、発注者、受注者双方のリソース等の課題も多く、今後どのような調達でこれらの取組みを展開するか等のメルクマールを示すには時期尚早な状況

### ハイブリッド開発の事業構成（アジャイル×WF）



#### 特徴

- ① フロントエンドとバックエンドを疎結合化（アーキテクチャの変更）
- ② フロントエンドはアジャイル開発、バックエンドはWF開発

### 主な取り組み成果

開発～リリース  
サイクルの加速

半年～1年単位

2週間～1カ月単位

障害対応の  
時間短縮

1日

数時間

リリースした機能に  
対するユーザーから  
の良好な反応

とてもよい・よい  
約70%

事例におけるハイブリッド開発の事業構成と主な取り組み成果

### アジャイル開発での仕様書での記載例（抜粋、一部要約）

- 受注者側の判断でアジャイル開発を採用可能な仕様書の工夫

開発手法については、仕様書では定義しないが、アジャイル開発を採用する場合には、以下の点に留意しなければならない。

- 適切な粒度の機能に細分化した業務計画
- 標準ライブラリやフレームワークを活用した開発
- ローコード開発を取り入れる場合は、継続性のあるツールの活用
- SaaSを活用した実装の場合でも別途コンテナ実行環境を提供
- セキュリティ・品質を継続的に作りこめる業務計画
- アジャイル開発に適した開発体制

- 請負（契約不適合責任）と準委任（善管注意）の棲み分けについて仕様書に記載

#### ●契約不適合責任に関する事項

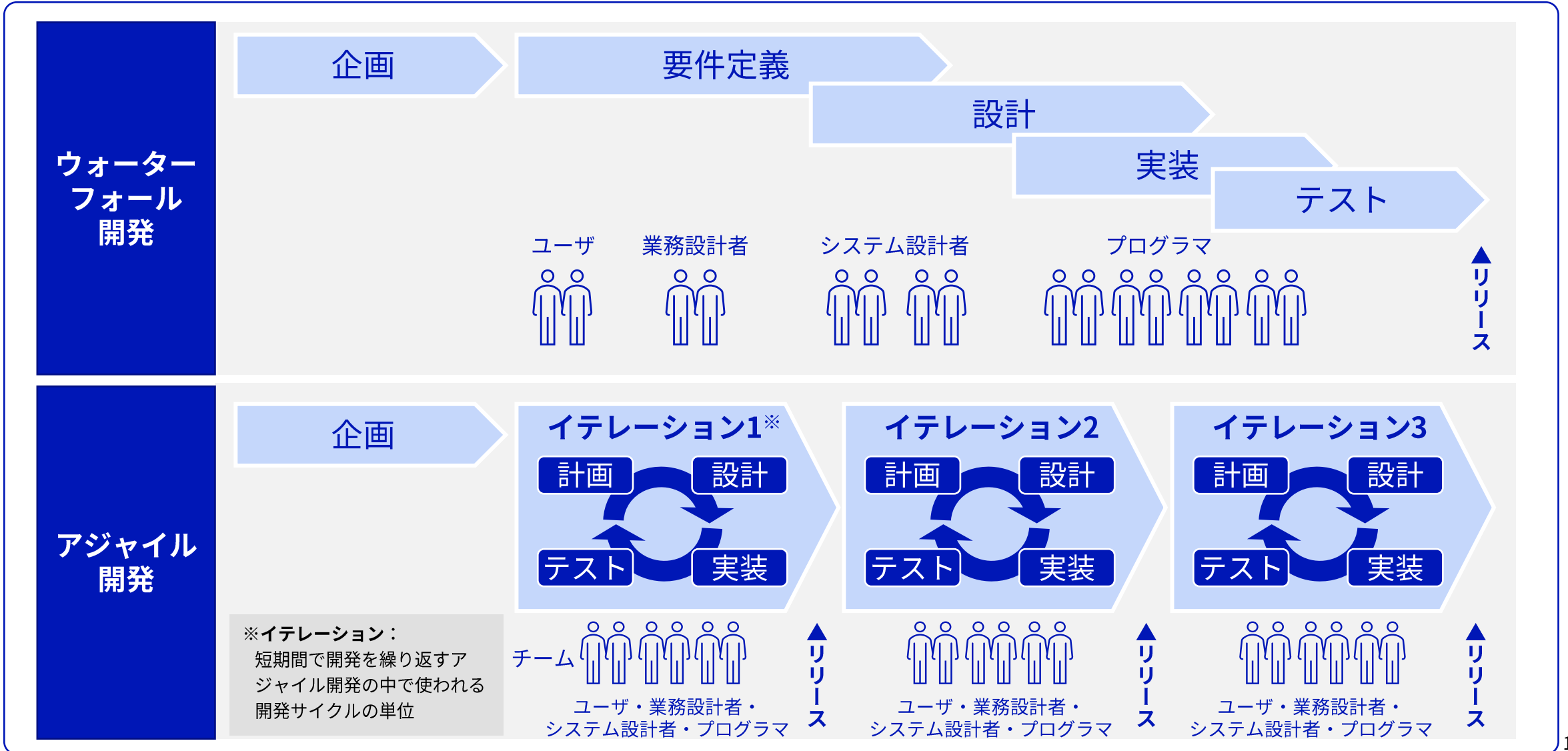
(1) 委託業務が完了した後でも、その成果物もしくは役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないときは、受託者に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の履行の追完をさせることができる。ただし、別添「成果物一覧」中、№●以外に関してはこの限りではなく、本業務の遂行を委託業務の本旨とするものとし、受託者の義務は下記「善管注意義務に関する事項」の遵守に限られるものとする。

#### ●善管注意義務に関する事項

(1) 受託者は、契約の履行に関して、本契約の目的に従い、善良な管理者の注意をもって本業務を行う義務を負うものとする

# ① 機動的・柔軟な調達手続きの改善

(参考) ウォーターフォール開発とアジャイル開発の違い



# ① 機動的・柔軟な調達手続きの改善

## 2. 主な課題と今後の取り組みの方向性

### (1) アジャイル開発の利用環境整備

#### 主な課題

##### アジャイル開発に係る知見・経験の少なさ

- 未だアジャイル開発の成功体験が少なく、官公庁側が使い慣れているウォーターフォール開発を好む傾向
- 関係者間でルールやコミュニケーション管理、毎朝の目標設定等の認識合わせが必要であり、チーム統制や進捗管理が難しい（職員側の負担増）

##### アジャイル開発に適したプロジェクト選択や業務範囲設定等の難しさ

- 納期必達の制約等によりアジャイル開発で進めづらい案件は、デリバリ重視か体験設計重視か、検証プロセスを重点的に行うかスピード感をもって行うか等、作業負荷とのバランスを見ながら案件の特徴に応じてチューニングが必要

##### 発注者側の人員不足／リソース管理の重要性

- 要件定義プロセスや組織内プロセスとの調整等、調整・交渉にパワーが必要となり、事前に一定のリソース確保が必要

#### 今後の取り組みの方向性

##### アジャイル開発に係る知見の蓄積及び周知

- アジャイル開発の実績や成果、アジャイル開発調達時における留意点、リスク及び対策、選択時の指針について外部の先進的な成功例も参考とし、知見を蓄積の上行い、発注担当者がプロジェクトの特性や条件により、適材適所の選択としてアジャイル開発を選択出来る環境を整える
- 早期に事業者がプロジェクトに関心を持ってもらえるよう、コミュニケーションの充実を検討する

##### アジャイル開発の留意点取りまとめ、既存ガイドの充実化

- 次年度以降、導入ガイドの整備を目指すためには、まずは開発実績や事例等をもとにアジャイル開発調達時の留意点（特に公的機関特有の部分には配慮）、リスク分担の在り方やその対策、メリット、要件定義などの運用方法等について取りまとめを行う
- 上記留意点等を踏まえ、整備済み書式である「デジタル・ガバメント推進標準標準ガイドライン」「アジャイル開発実践ガイドブック」「調達仕様書標準テンプレート」を充実化していく

#### 論点

- ① アジャイル開発に適するプロジェクトの特性やハイブリッド開発等における業務範囲設定の考え方
- ② アジャイル開発を実施時、特に留意すべきリスク

# ① 機動的・柔軟な調達手続きの改善

## 2. 主な課題と今後の取り組みの方向性

### (2) アジャイル開発における準委任契約書のありかた

#### 主な課題

##### 準委任契約のリスクに対する対策が不十分

- 準委任契約の性質上、受注者側が契約不適合責任を負わない、品質が不十分でも対価の支払いが必要等のリスクがある中、未だその対処方法等が不十分
- 準委任契約のリスクに対応するため更なる検討が必要なことに加え、リスクが不明瞭のため、準委任契約書の雛形整備が進捗していない
- 調達や契約等組織内プロセスがWF開発を前提に設計されているため予算措置等、都度調整や相談が必要

##### 事業者からは提供した労務の対価を請求出来る準委任契約の適用が求められている

- ベンダー等事業者はアジャイル開発案件における発注者側に起因する開発リスク（開発途中の仕様変更、作業範囲の拡大等）を避けるため、準委任契約の適用を要望している

#### 今後の取り組みの方向性

##### 準委任契約の検討チーム立ち上げ

- 準委任契約に係る法的リスク等を更に分析し対応策を検討するため、法務チームの立ち上げを行う
- 民間での準委任契約の運用実態や公共契約における準委任契約に係るリスクを考慮したうえで準委任契約書の雛形整備を検討する

##### 適切な契約方式を選択できる環境の整備

- 契約方式（準委任契約、請負契約、混合型等）ごとのリスクや特性を正しく理解した上で、適切な契約方法を選択できるよう、事業の条件や状況に応じた契約方式選択の判断を支援する基準の検討
- 発注担当者が契約締結までスムーズに手続きできるよう、契約方式ごとの環境整備を進める

#### 論点

- ① 情報システムの公共調達において、特にどのような案件で準委任契約を積極的に導入すべきか（特にアジャイル開発の場合を想定）
- ② 成果物完成責任を問えなくなる準委任契約を採用する政府側のインセンティブはなにか



# ① 機動的・柔軟な調達手続きの改善

## 2. 主な課題と今後の取り組みの方向性

### (3) 合理的な調達単位

#### 主な課題

#### 細分化に伴うマネジメントコストの増大に対応できるリソース不足

- ・ 調達単位の細分化に伴い事業全体の整合を図りつつとりまとめる必要があることから、発注者側に強力なマネジメント体制が必要となること、複数案件を管理することによりコストが増加する可能性があること等のリスクが考えられる
- ・ 現状最低限の人材でプロジェクトを回している状況のため、労務量を増やして細分化しようとするインセンティブが働いていない

#### 調達単位の細分化に係るリスク、メリット・デメリットの理解不足

- ・ 調達単位の細分化に係るリスクやメリット・デメリットについて、発注担当者の理解が進んでいない
- ・ 調達単位の細分化に係るメリットが不明瞭であり、事業細分化の検討が進まない

#### 適切な調達単位の見極めが難しい

- ・ 中小・スタートアップ企業等の多様な事業者が参入出来る案件規模に分割するため、合理的な調達単位に係る指針策定が求められているものの、合理的な調達単位の見極めが難しく進捗していない

#### 今後の取り組みの方向性

#### 合理的な調達単位の見直し（調達単位の細分化）を行った事例の収集

- ・ 合理的な調達単位の見直し（調達単位の細分化）を行った事例を収集する
- ・ 事例を通して、メリットやデメリット等を整理し、発注担当者等の理解を促す

#### 細分化すべき事業の適性や範囲等の検討

- ・ 細分化すべき事業の適性や範囲等について検討を行い、合理的な調達単位の見直しが可能となるよう判断基準や考え方等を取りまとめる

#### 論点

- ① 細分化すべき事業とそうでない事業の特性
- ② 中小・スタートアップ企業の参画しやすさを考慮した場合の調達単位の設定の考え方
- ③ 上記以外のご意見（調達単位の最適化に適する専門人材の登用・育成や、考えうる取組方向性等）



# 施策に対する主な取り組み成果

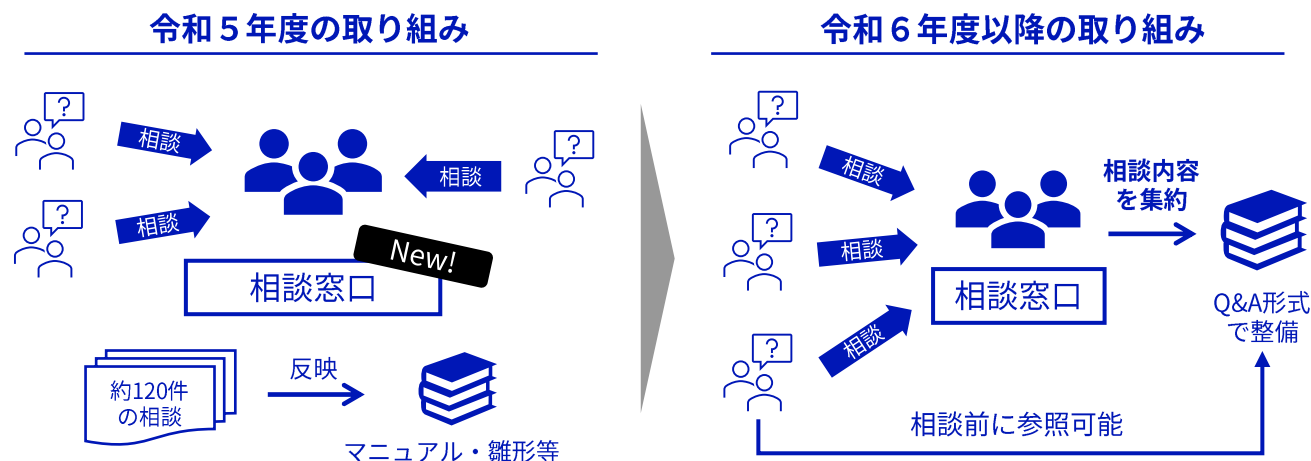
施策の方向性	取り組み提言	令和5年度の主な取り組み成果	取り組み状況	自己評価
① 機動的・柔軟な調達手続きの改善	多様な開発手法・調達手法(アジャイル等)の活用 ● アジャイル開発の導入ガイドの整備 ● 契約方式・調達仕様書・調達方式の整備	● アジャイル開発の採用 ● 標準ガイドライン群の改訂 ● 各種ルールの策定(ガバメントクラウド、変更契約ルール等)	 概ね順調	✓ いくつかの調達にてアジャイル開発等を実施するもまだ普及は限定的 ✓ 一定の基準を作るにはサンプル不足
② システム調達における発注者側の能力向上	発注者支援の体制構築(調達相談窓口等) ● 調達情報の共有 ● 仕様書・契約書等の均質化及び質の向上	● 調達仕様書の雛形整備・共有 ● 相談窓口設置 ● 発注者向け研修等実施 ● 調達仕様書データベース整理	 概ね順調	✓ 開発案件に於いては仕様書の雛形を作成 ✓ 内容を充実させつつ、順次、各省に展開予定
③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	技術力を有する多種・多様な企業の参入円滑化 ● 情報システムの企画競争方式の整備(技術的対話方式の推進含む) ● 事務手続き等の簡素化・情報公開	● プロポーザル型企画競争入札の導入等新規企業参入拡大 ● デジタルスタートアップへの加点	 順調	✓ 中小・スタートアップ企業の契約が増加の傾向にある ✓ デジタルスタートアップへの加点で更なる増加が見込まれる
	デジタルマーケットプレイス(DMP)導入検討 ● DMP導入検討 ● プロトタイプ実証	● プロトタイプ構築実証実施 ● 調達関係制度上の整備・実運用の整理	 順調	✓ ベンダーが提供するソフトウェア、サービスの登録を開始する等、順調に実証が進んでいる
④ ベンダーロックインの排除	公平な調達環境の整備(発注者に起因する一者応札対策等) ● 一者応札の調査・分析と対応施策 ● オープンな技術の活用機会の検討	● チェックリストの配布 ● 一者応札案件の発注者・事業者へのアンケート実施・分析	 概ね順調	✓ 企画競争や、仕様書テンプレートの活用で一者応札の案件が減少している ✓ チェックリストの使いこなしが不十分 ✓ 引き続き、個別の案件の要因分析、対策の推進することで更なる減少が見込まれる
⑤ 内部統制等による透明性の確保	より一層の公平性・透明性確保 ● 調達をサポートする各組織 ● 事業者との対話推進	● 相談窓口設置(再掲) ● 技術的対話、RFI、意見招請実施	 道半ば	✓ 職員の兼務等で、連絡は密にとれている一方、リソースが不十分 ✓ 技術対話については周知不足、制度の利便性改善が必要

## ② システム調達における発注者側の能力向上

### 1. 主な取り組み成果

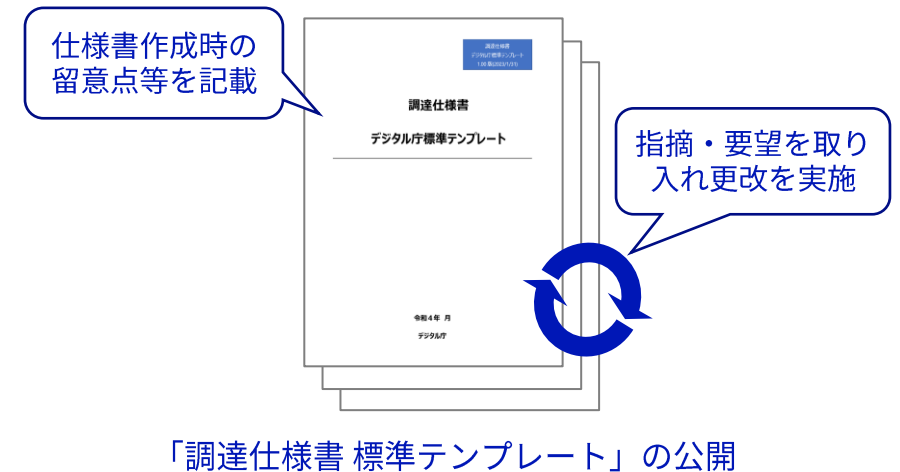
#### ● 相談窓口設置

- 発注担当者からの調達及び法令関連等の相談を受け付けるため、相談窓口を設置した
- 相談窓口開設から約1年で約120件の相談があり、発注担当者から寄せられた調達手法、調達ルール、仕様等に係る問合せに対応した
- 発注担当者からの要望や意見をマニュアルや雛形等へ反映し、調達環境を改善した
- また、デジタル庁に限るが、課題等に対し専門家による助言・支援等を行う、調達仕様書作成の支援メニューを整備した
- 今後は質疑応答をQ&A形式に集約して共有を図る



#### ● 調達仕様書の雛形整備・共有

- 各省庁・自治体に展開可能なかたちで、標準テンプレートをデジタル庁内に公開（令和5年1月）
- 実務に役立つこと、問題発生防止を目的に、仕様書作成時の留意点を記載する等工夫している
- 継続的にデジタル庁内外の指摘・要望を取り入れ  
更改を実施中
- 標準ガイドライン群の添付資料として、令和5年度中に一般公開予定

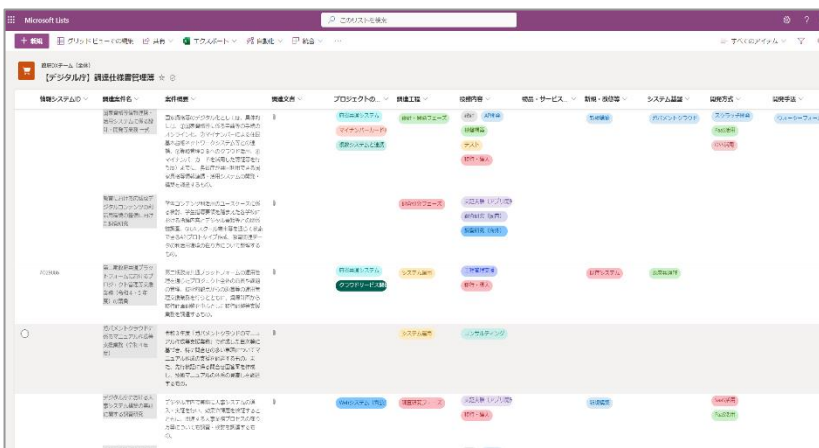


# ② システム調達における発注者側の能力向上

## 1. 主な取り組み成果

### ● 調達仕様書データベース整理

- 調達済み案件の調達仕様書等の情報を公告公示文書一覧として、デジタル庁職員がアクセス可能なデータベースに集約
- 限られた例を参考に仕様書を作成していたが、データベースへの集約により他の部署の資料を選択して参照することが可能になり、仕様書の質の向上に貢献



調達データベースのイメージ

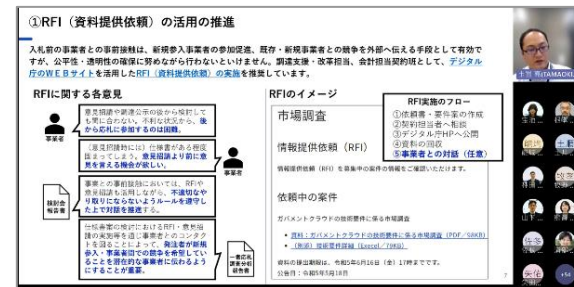
- ✓ 調達トップガン担当者が一件ずつ仕様書内容を確認し、メタデータを付与
- ✓ 検索窓に入力し、全件検索可能（添付資料内文字列も検索対象）
- ✓ 各メタデータでフィルタリング可能
- ✓ 調達文書をダウンロード可能

### ● 発注者向け研修等実施

- 調達・契約関連の研修を複数実施し、調達・契約手続きや雛形等の活用、チェックリストの運用等の周知に努めている
- 勉強会や説明会を開催し知見の共有や発注担当者の能力向上を促進している
- アジャイル開発事例等、取り組みについて広く発信している

### 実施した研修例

- ✓ 調達に関わる標準ガイドライン
- ✓ 契約関係業務
- ✓ 公共調達に関係する取組



オンライン研修の様子

# ② システム調達における発注者側の能力向上

## 2. 主な課題と今後の取り組みの方向性

### (1) 調達手続きにおける発注者支援体制及び仕組みの強化

#### 主な課題

##### 仕様書の属人化

- 発注担当者ごとの発注能力の違いによる調達仕様書の品質のばらつきを防止するため、調達仕様書のテンプレートの作成・共有が必要
- 調達仕様書・要件定義書の標準テンプレートは、他省庁への正式展開が未了

##### 限定的な相談窓口・仕様書レビュー

- 他省庁や地方自治体でも、情報システム調達に係る相談窓口の解放・仕様書レビューの実施が求められているが、リソース不足もあり、現状はデジタル庁内での実施に限られている

##### 調達仕様書のデータ蓄積の必要性

- 調達仕様書データベースへのデータ蓄積が求められているが、リソース不足もあり、膨大な契約済み案件について網羅的に登録出来ていない

#### 今後の取り組みの方向性

##### 仕様書の属人化排除の推進

- 標準ガイドライン群の添付資料として調達仕様書・要件定義書の標準テンプレートを一般公開予定（令和5年度中）
- 網羅性、記載意図、留意点の共通基準を準備し、国・地方自治体の発注能力向上を図る
- デジタル庁内に評価基準表のサンプルや評価時の留意点のガイドを展開し、属人化の排除および更なる能力向上を図る

##### 相談窓口・仕様書レビューの他省庁等への展開

- 施策により情報システムはデジタル庁に集約しつつあるが、残ったシステムにおける相談数・案件数を鑑みつつ、今後の体制構築を検討
- 次年度以降、相談件数増加等により相談窓口の費用対効果が高いと判断される場合には他省庁・地方自治体への展開（効果的・効率的な工夫を行いつつ実施）を検討
- フィードバックがしっかり図られることが重要であり、業務プロセスの効率化等システムの効果を見定めること

##### 調達仕様書のデータベースの入力体制の構築と充実化

- 外部委託事業者も活用し、データベース作成の効率化、内容の充実化を図る
- 例えば検索数を新たな指標として採用し、効果を把握することも一案

#### 論点

- 仕様書の属人化排除に向けた取り組みについて、更に改善できる点
- 相談窓口を他省庁等へ展開した場合の運用上の留意点
- 調達仕様書データベースの更なる利活用に向けたご助言
- サプライチェーンリスクへの適切な対応策の早急な検討・実施

# 施策に対する主な取り組み成果

施策の方向性	取り組み提言	令和5年度の主な取り組み成果	取り組み状況	自己評価
① 機動的・柔軟な調達手続きの改善	<p>多様な開発手法・調達手法(アジャイル等)の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● アジャイル開発の導入ガイドの整備</li> <li>● 契約方式・調達仕様書・調達方式の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アジャイル開発の採用</li> <li>● 標準ガイドライン群の改訂</li> <li>● 各種ルールの策定(ガバメントクラウド、変更契約ルール等)</li> </ul>	 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ いくつかの調達にてアジャイル開発等を実施するもまだ普及は限定的</li> <li>✓ 一定の基準を作るにはサンプル不足</li> </ul>
② システム調達における発注者側の能力向上	<p>発注者支援の体制構築(調達相談窓口等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達情報の共有</li> <li>● 仕様書・契約書等の均質化及び質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達仕様書の雛形整備・共有</li> <li>● 相談窓口設置</li> <li>● 発注者向け研修等実施</li> <li>● 調達仕様書データベース整理</li> </ul>	 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 開発案件に於いては仕様書の雛形を作成</li> <li>✓ 内容を充実させつつ、順次、各省に展開予定</li> </ul>
③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	<p>技術力を有する多種・多様な企業の参入円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報システムの企画競争方式の整備(技術的対話方式の推進含む)</li> <li>● 事務手続き等の簡素化・情報公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>プロポーザル型企画競争入札の導入等新規企業参入拡大</b></li> <li>● <b>デジタルスタートアップへの加点</b></li> </ul>	 順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中小・スタートアップ企業の契約が増加の傾向にある</li> <li>✓ デジタルスタートアップへの加点で更なる増加が見込まれる</li> </ul>
	<p>デジタルマーケットプレイス(DMP)導入検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● DMP導入検討</li> <li>● プロトタイプ実証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>プロトタイプ構築実証実施</b></li> <li>● <b>調達関係制度上の整備・実運用の整理</b></li> </ul>	 順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ベンダーが提供するソフトウェア、サービスの登録を開始する等、順調に実証が進んでいる</li> </ul>
④ ベンダーロックインの排除	<p>公平な調達環境の整備(発注者に起因する一者応札対策等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一者応札の調査・分析と対応施策</li> <li>● オープンな技術の活用機会の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● チェックリストの配布</li> <li>● 一者応札案件の発注者・事業者へのアンケート実施・分析</li> </ul>	 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 企画競争や、仕様書テンプレートの活用で一者応札の案件が減少している</li> <li>✓ チェックリストの使いこなしが不十分</li> <li>✓ 引き続き、個別の案件の要因分析、対策の推進することで更なる減少が見込まれる</li> </ul>
⑤ 内部統制等による透明性の確保	<p>より一層の公平性・透明性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達をサポートする各組織</li> <li>● 事業者との対話推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談窓口設置(再掲)</li> <li>● 技術的対話、RFI、意見招請実施</li> </ul>	 道半ば	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 職員の兼務等で、連絡は密にとれている一方、リソースが不十分</li> <li>✓ 技術対話については周知不足、制度の利便性改善が必要</li> </ul>



# ③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

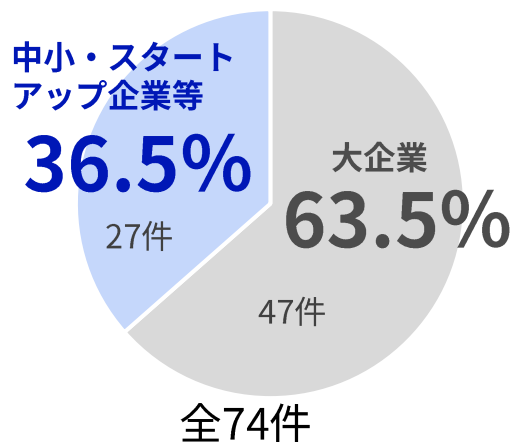
## 1. 主な取り組み成果

### ● プロポーザル型企画競争入札の導入による中小・スタートアップ企業等の参入促進

- 事業者からの企画提案を評価し、最も評価の高かった者を選定するプロポーザル型企画競争方式を令和5年に導入
- 令和5年度調達案件219件のうちプロポーザル型企画競争は74件にのぼり、うち中小・スタートアップ企業等<sup>(※1)</sup>の契約案件数が36.5% (27件)、契約金額が18.7% (約17.5億円) を占めた
- 本調達方式導入により、中小・スタートアップ企業を含む多様な企業の参画が促進された

- プロポーザル型企画競争方式の導入をはじめ各種取り組みを実施した結果、令和5年度調達案件<sup>(※2)</sup>において、令和4年度<sup>(※3)</sup>比で中小・スタートアップ企業等の契約金額が2.5倍、契約件数(契約実績)は2.8倍となり、中小・スタートアップ企業等の契約機会拡大につながった

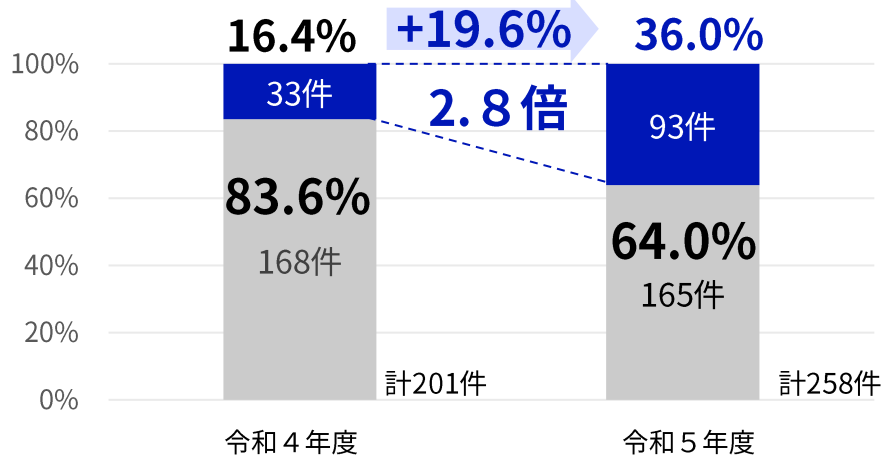
令和5年度プロポーザル型企画競争方式による契約案件数



デジタル庁全体における中小・スタートアップ企業等の契約金額



デジタル庁全体における事業者規模別契約実績



凡例：  
 ■ 大企業  
 ■ 中小・スタートアップ企業等

※1：中小・スタートアップ企業等：中小企業、スタートアップ企業、個人等を総称  
 ※2：令和5年度の調達案件：令和5年4月から令和6年3月までに契約した案件（公募・随意契約を除く）を対象として計算  
 ※3：令和4年度の調達案件：令和4年4月から令和5年3月までに契約した案件（公募・随意契約を除く）を対象として計算



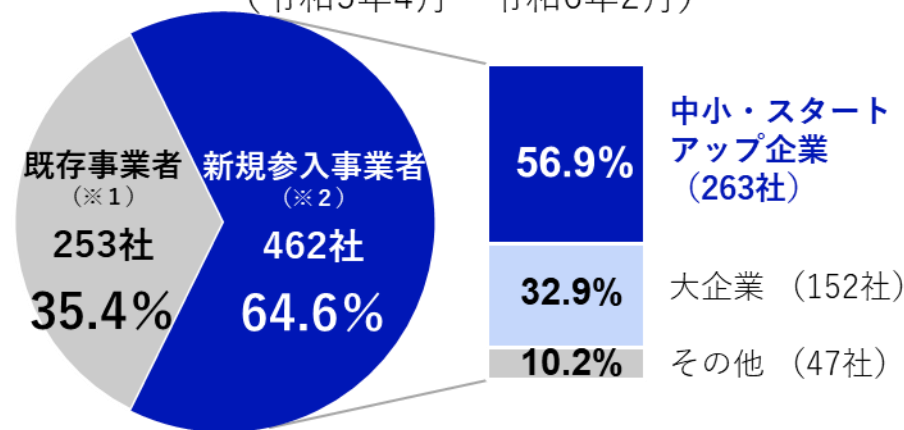
# ③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

## 1. 主な取り組み成果

### ● 契約事業者等（再委託先含む）の情報公開

- まだ官公庁案件に参加していない事業者が、自社と同じ業態や同等規模の競合企業がどのような契約案件に参画しているか把握出来るよう、デジタル庁調達案件の契約事業者（元請）情報だけでなく、新たに再委託先の情報を公開した
- 契約事業者等（再委託先含む）の内訳として新規参入事業者が64.6%、そのうち中小・スタートアップ企業が56.9%を占めた
- 令和5年度の調達案件では、様々な取り組みの結果として、中小・スタートアップ企業等を含む多様な企業の新規参入が促進された
- 一方、官公庁の業務実施や手続きに不慣れな新規参入事業者も多いため、受発注者共に労力を要するという課題も明らかとなった

契約事業者等（再委託先含む）の新規参入状況  
(令和5年4月～令和6年2月)



新規事業者の割合が多く、中でも中小・スタートアップ企業が約半数を占める

※1：既存事業者：令和5年度の契約事業者等（再委託先含む）のうち、元請事業者においては令和4年度も契約していた者、再委託先においては令和3年9月から令和5年3月の間にも契約していた者  
 ※2：新規参入事業者：令和5年度の契約事業者等（再委託先含む）のうち、元請事業者においては令和4年度に契約していない者、再委託先においては令和3年9月から令和5年3月の間に契約していない者



デジタル庁サイトでの契約事業者等（再委託先含む）に関する情報の公開  
(上：デジタル庁サイト、右：契約事業者等（再委託先含む）の公開データ例)

契約案件の名称	発注者	企業規模	参入者	参入者数	企業規模
地方公共団体のオープンデータ取組支援プログラムの実施可能性調査	10001株式会社	10001株式会社	個人		
高等学校入学準備のデジタル化に関する調査研究	富士ソフト株式会社	大企業	株式会社pub31	1000000000	中小企業
行務における生成AIの適切な利用に向けた技術検証の構築整備	株式会社P3EX	中小企業	一般社団法人教育IT政策支援機構	1000000000	その他
医療費助成・予約確保・母子保健にかかる情報連携の調査研究（自治体システム編）	日本電気株式会社	大企業	株式会社アジャクトソリューションズ	90100112000	大企業
消費者内部管理業務共通システム構築実作業	(株)J E C C	大企業	N E C フュージョンイノベーション(株)	10000102004	大企業
			N E C ネットソリューション株式会社	10000102004	中小企業
			株式会社アオカ	10000102004	中小企業
			富士通システム(株)	90100102004	大企業
			株式会社アエネット	10000102004	中小企業
			株式会社P3	10000102004	中小企業
			国産電機株式会社	10000102004	大企業

# ③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

## 1. 主な取り組み成果

### ● デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた評価制度の整備

- デジタル分野におけるスタートアップ（デジタル・スタートアップ）からの調達機会を拡大するため、スタートアップ5か年計画期間に限定し、情報システムに係る調達のうち総合評価方式においてデジタル・スタートアップを加点評価する評価制度を整備した（令和6年1月15日）
- 取り組み対象の調達は、特殊な技能や高い技術力を要する案件であって総合評価落札方式により契約を行うもの（個別の調達において、デジタル・スタートアップを評価することにより、品質の低下、事業の執行への支障等が生じる調達を除く）としている
- 令和5年度の各種取り組みの結果、中小企業の参入は増加しているものの、スタートアップ企業の参入については道半ばであるため、今後、加点措置により、スタートアップ企業の更なる参入機会拡大が期待される

### 加点評価の対象となる企業の要件（実施要領より抜粋）

（参考）情報システムに係る調達におけるデジタル・スタートアップの評価基準例

評価項目例	要求要件	評価区分	得点配分	点数
デジタル・スタートアップ	次の要件を全て満たす事業者であること ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（みなし大企業を除く）であること ② 設立から10年未満であること（調達する案件の内容・性質等を踏まえ、設立から15年未満とすることも可能） ③ 情報システムに関連した先進技術やアイデアをもって当該事業に主体的に取り組み、今回の調達を実績として今後事業拡大することが期待できる事業者であること	加点	5%～20%	5点～20点

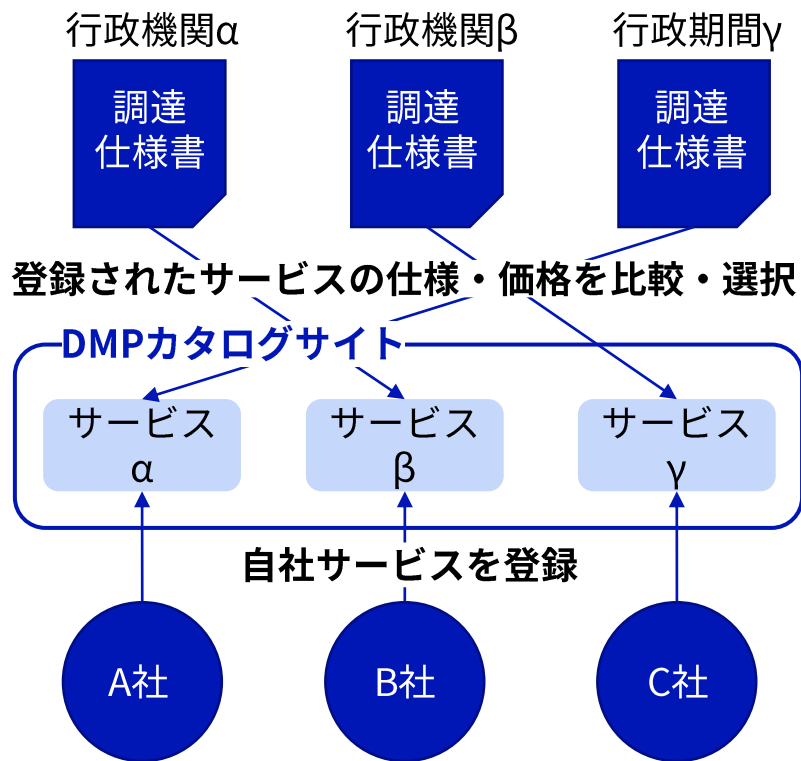
注）技術点の評価点が100点満点の場合の例

# ③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

## 1. 主な取り組み成果

### ● デジタルマーケットプレイス(DMP)のプロトタイプ構築・実証実施

- ・ カタログサイトα版を構築し、利用ガイド策定により利用実証体制の土台が整備された
- ・ 調達関係法令上の整備を行った結果、令和5年11月から施行運用を実施し、令和6年度後半には本格運用する予定である



DMPカタログサイトのスキーム

#### 取り組み内容

- ・ 実用を想定したプロトタイプによる構築実証
  - 実証サイトの利用ガイド・操作マニュアルの策定
  - 事業者向けソフトウェア・サービス登録の実証
  - 行政機関向け検索機能の実証

#### 成果

- ・ カタログサイトα版の構築、利用ガイド策定により利用実証体制の土台が整備された
- ・ ソフトウェア（SaaS）の登録・検索体験の整理が進んだ

# ③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

## 2. 主な課題と今後の取り組みの方向性

### (1) 損害賠償金額の上限設定

#### 主な課題

#### 上限の設定額の決定

- 現状損害賠償金額は無制限となっている
- 無制限の場合リスクが高く特に中小・スタートアップ企業にとって参入を躊躇する一つの要因となりうる。民間では損害賠償額の上限を設定するケースもあることを踏まえ、調達案件に応じた上限の設定の可否及び上限額について検討する必要がある

#### スタートアップ企業における公共調達の不慣れさに伴うリスク

- スタートアップ企業が初めて公共調達に参加する場合、その不慣れさから仕様書を十分理解できていないまま参加するリスクが存在
- 開発遅れや想定外の作業が発生した場合、リソースの追加投入によるリカバリー等が困難であることから、損害賠償のリスクがより増しており、一律のルールを定めることは現時点で困難

#### 上限設定の是非が不透明

- 国民の税金で賄われる国の契約において、一定額以上の損害賠償請求権を放棄するという点については慎重な議論が必要

#### 今後の取り組みの方向性

#### デジタル庁法務チームの立上げ

- 個別ごとのリスクを精査し、契約書の条項や仕様書への記載内容を検討するため、法務チームの立ち上げを行う方針である

#### 専門家、関係機関も交えた議論

- 個別ごとのリスクを精査し、損害賠償金額の上限を含めることの是非を含めた議論を慎重に行う

#### 論点

上限額の設定を行うとした場合、

- ① どのようなケースにどの程度上限を設けるべきか
- ② 政府と民間の企業間のリスク負担の指針をどのように考えるべきか

# ③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

## 2. 主な課題と今後の取り組みの方向性

### (2) DMP本格始動へ向けた着実な準備遂行

#### 主な課題

##### DMP本格始動に向けた体制構築と認知拡大の必要性

- 令和6年度後半の本番サイト開設へ向けた諸準備の確実な実行が求められている
- DMPへの事業者の登録数を確保する必要がある
- DMPの使い方を事業者・行政機関へ周知する必要がある
- DMPの業務運用体制の充実が必要である

##### 透明性・競争性確保等の必要性

- 多様な企業の参入が想定されるため、新たな調達  
の仕組みにおいても透明性・競争性が担保される  
必要がある
- 調達関係法令上の整備を進める必要がある
- 登録する事業者側がコンプライアンスを遵守するようコンプライアンス体制の明示や審査を実施する必要がある
- 登録される情報の信ぴょう性を把握する必要がある

#### 今後の取り組みの方向性

##### DMP本格始動へ向けた準備

- 各府省及び自治体へメリットや利用方法の説明会開催、導入のための質疑応答等活用促進の実施
- 事業者・行政機関の参画を促進するための、周知・広報活動等を実施する
- DMPを利用した情報システム調達を実施する
- 本格始動に向けては参考としたイギリス等のDMPとの比較を行い、その相違点を確認のうえ、今後の方向性を探っていくことが必要

##### 調達関係法令上の整備・実運用の整備

- 会計法令上の位置付けの整理及び必要となる規定整備を進める
- 自治体利用のための地方自治法上の位置付けの整理及び必要となる規定整備を進める
- 円滑な実運用のための運用マニュアルやQ&Aの整備を進める

#### 論点

- ① 多様な企業・行政機関の参加促進のための工夫や周知方法
- ② 自治体利用も含めた制度整備の際の留意点



# 施策に対する主な取り組み成果

施策の方向性	取り組み提言	令和5年度の主な取り組み成果	取り組み状況	自己評価
① 機動的・柔軟な調達手続きの改善	多様な開発手法・調達手法(アジャイル等)の活用 ● アジャイル開発の導入ガイドの整備 ● 契約方式・調達仕様書・調達方式の整備	● アジャイル開発の採用 ● 標準ガイドライン群の改訂 ● 各種ルールの策定(ガバメントクラウド、変更契約ルール等)	 概ね順調	✓ いくつかの調達にてアジャイル開発等を実施するもまだ普及は限定的 ✓ 一定の基準を作るにはサンプル不足
② システム調達における発注者側の能力向上	発注者支援の体制構築(調達相談窓口等) ● 調達情報の共有 ● 仕様書・契約書等の均質化及び質の向上	● 調達仕様書の雛形整備・共有 ● 相談窓口設置 ● 発注者向け研修等実施 ● 調達仕様書データベース整理	 概ね順調	✓ 開発案件に於いては仕様書の雛形を作成 ✓ 内容を充実させつつ、順次、各省に展開予定
③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	技術力を有する多種・多様な企業の参入円滑化 ● 情報システムの企画競争方式の整備(技術的対話方式の推進含む) ● 事務手続き等の簡素化・情報公開	● プロポーザル型企画競争入札の導入等新規企業参入拡大 ● デジタルスタートアップへの加点	 順調	✓ 中小・スタートアップ企業の契約が増加の傾向にある ✓ デジタルスタートアップへの加点で更なる増加が見込まれる
	デジタルマーケットプレイス(DMP)導入検討 ● DMP導入検討 ● プロトタイプ実証	● プロトタイプ構築実証実施 ● 調達関係制度上の整備・実運用の整理	 順調	✓ ベンダーが提供するソフトウェア、サービスの登録を開始する等、順調に実証が進んでいる
④ ベンダーロックインの排除	公平な調達環境の整備(発注者に起因する一者応札対策等) ● 一者応札の調査・分析と対応施策 ● オープンな技術の活用機会の検討	● チェックリストの配布 ● 一者応札案件の発注者・事業者へのアンケート実施・分析	 概ね順調	✓ 企画競争や、仕様書テンプレートの活用で一者応札の案件が減少している ✓ チェックリストの使いこなしが不十分 ✓ 引き続き、個別の案件の要因分析、対策の推進することで更なる減少が見込まれる
⑤ 内部統制等による透明性の確保	より一層の公平性・透明性確保 ● 調達をサポートする各組織 ● 事業者との対話推進	● 相談窓口設置(再掲) ● 技術的対話、RFI、意見招請実施	 道半ば	✓ 職員の兼務等で、連絡は密にとれている一方、リソースが不十分 ✓ 技術対話については周知不足、制度の利便性改善が必要



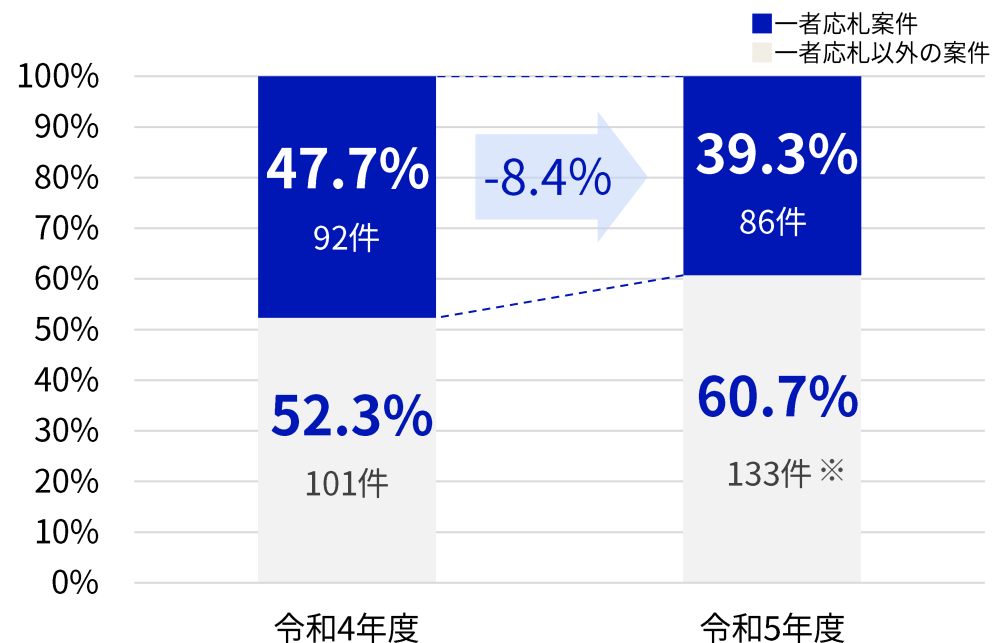
# ④ ベンダーロックインの排除

## 1. 主な取り組み成果

### ● 一者応札案件の発注者・事業者へのアンケート実施・分析

- ベンダーロックインを防止する取り組みを実施した結果、令和4年度と比較し令和5年度は一者応札案件割合が8.4%減少した
- プロポーザル型企画競争の導入により競争性が上がり、一者応札が低下したものと考えられる
- オープンな技術の活用を推奨する旨を調達仕様書の標準テンプレートに記載し、一者応札の分析結果に基づいた留意点をベンダーロックイン防止チェックリストとしてまとめた

調達案件における一者応札案件の割合



ベンダーロックイン防止チェックリストの整備

- 発注者/事業者へアンケートを実施・分析し、一者応札の原因を追究することでチェックリストへ盛り込む等を実施
- 整備したチェックリストは、発注課にて調達の各フェーズで利用

### チェックリスト記載の項目例

- 特定の事業者の優位性排除
- ✓ 事前検討の実施
  - ✓ 汎用的な製品等の検討
  - ✓ 合理的な調達単位の検討

- 新規事業者への配慮
- ✓ 業務範囲・規模から見た業務実施期間の確保／契約期間の複数年度化検討

- 前提条件の緩和
- ✓ 過重な入札参加条件の撤廃等

ベンダーロックイン防止チェックリスト

※「対応状況」欄の選択項目（凡例）と「対応結果詳細」欄の記載について  
 ・「対応済」：チェック項目に該当するものについて、  
 → 「具体的な理由/対応内容」を「対応結果詳細」欄に記載してください。  
 ・「一部対応済」：チェック項目の一部に該当するものについて、  
 → 「対応済」欄には「具体的な理由/対応内容」を、未対応部分に関しては  
 → 「対応しない理由」を、「対応結果詳細」欄に記載してください。  
 ・「対応しない理由」：本業務では該当しない。  
 ・「該当なし」：本業務では該当しない。  
 → 「具体的な理由」を「対応結果詳細」欄に具体的に記載してください。

対応状況	項目名	対応結果詳細	記入者	記入日	確認日
	特定の事業者の優位性排除				
	1 [事前検討の実施] 複数の事業者が仕入れ内容・要件等に於いて広く 競争を喚起（例：最低価格競争）することにより、 特定の事業者が有利な競争状況を可能な限り排除し、 複数事業者が応札可能な仕入れ環境となるよう検討したか。				
	2 [汎用的な製品等の検討] （汎用品/汎用品等の調達）特定の事業者しか 供給できない製品・サービス（ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス）ではなく、汎用的な製品/サービス/ソフトウェア（OSS）を調達しているか。 （汎用品/汎用品等の調達）チェックリストを参照し 該当した仕様になっているか。				
	3 [合理的な調達単位の検討] 新規事業者等による競争性確保のため、かつ、コスト削減を図るため、業務の範囲等は 業務の範囲を検討したか。				

ベンダーロックイン防止チェックリスト

※ 情報システム調達におけるプロポーザル型企画競争方式導入により、令和5年度はプロポーザル型企画競争が74件（35.2%）を占めている（令和4年度は0件）

# ④ ベンダーロックインの排除

## 1. 主な取り組み成果

### ● 一者応札案件の発注者・事業者へのアンケート実施・分析

- ベンダーロックイン防止の方策検討や取り組み効果を把握するため、一者応札となった案件について、発注担当者及び対象事業者（事前ヒアリングや入札説明会に参加した事業者、参考見積を提出している事業者等）へアンケートを実施し、対象事業者41社から回答を受領した（一部対象事業者にはヒアリングも実施）
- 応札しなかった理由として、「対応する人員・チームが準備できなかった」が依然上位を占めた  
→ 対象事業者ヒアリングでは、人材配置の優先度を鑑み、勝ち目がない入札には参加しないという声もあった

### アンケートの実施概要

- 一者応札案件の対象事業者にアンケートを送付（応札／否応札含）

令和4年度（対象案件18件）：41社（大企業33社、中小・SU企業等8社）から回答受領（配布：61件 回収：41件 (67.2%)）

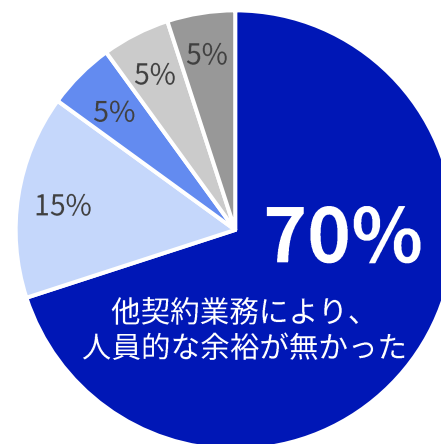
令和5年度（対象案件21件）：41社（大企業29社、中小・SU企業等12社）から回答受領（配布：124件 回収：41件 (33%)）

### 「応札しなかった理由」に関するアンケート結果

アンケート内容	令和4年度調査結果		令和5年度調査結果	
	回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)
1 対応する人員・チームが準備できなかった	13	45%	16	33%
2 参加資格要件を満たさなかった	0	0%	7	15%
3 落札の可能性が低いと判断した	6	21%	6	13%
4 業務内容を検討する情報が十分に入手できなかった	0	0%	4	8%
5 業務内容（仕様書等）の実施が困難であった	4	14%	2	4%
6 収益性の確保が難しかった	2	7%	2	4%
7 入札公告から入札までの期間が短く、準備期間が短かった	0	0%	2	4%
8 その他	4	10%	9	19%

内訳詳細

### 対応する人員・チームが準備できなかった原因



- 他契約業務により、人的な余裕が無かった
- 業務実施時期が短い又は早期であるため、人員確保が難しかった
- 事前相談から入札までの期間が短く、対応できなかった
- 入札の案件規模が大きく、人員確保が難しかった
- その他

# ④ ベンダーロックインの排除

## 2. 主な課題と今後の取り組みの方向性

### (1) 一者応札防止に向けた取り組み

#### 主な課題

##### 一者応札案件の対応策の必要性

- ベンダーロックイン防止チェックリストの運用を始めとした様々な施策の実施により、一者応札案件割合について改善が見られるものの、引き続き対策の必要がある

(参考：令和4年度全省庁の一者応札案件数33%に対し、令和5年度デジタル庁は39.3%)

##### 案件に関する情報提供の時期・方法改善の必要性

- 事業実施年度が始まってから（各年度4月以降に）公告を行っている案件では、事業者側が人員確保ができず入札を断念しているケースが多い
- 過去の関連事業の資料に不足があったり、閲覧方法に制限があり、過去の受託企業の情報優位性を排除しきれていないケースがある
- 前年度と同様の業務内容であることなどを理由として事前相談等や公告後の入札説明会を実施していないケースがある

##### ベンダーロックイン防止チェックリストの理解深化の必要性

- チェック項目のポイントについて、発注担当者の適切な理解が必要

#### 今後の取り組みの方向性

##### チェックリストやその他施策の実施状況を確認、効果を分析

- 次年度以降、チェックリストや様々な施策の実施状況確認と、その効果について調査・分析（規模や案件の性質などの傾向などを把握）を行い、更なる対策について検討する方針
- 分析結果については職員にフィードバックし、全体として知見を高めていくこと
- 引き続きオープンな技術の採用を推奨する

##### 様々な施策をベンダー・発注者目線で分析

- 様々な施策をベンダー目線・発注者目線で分析することで、施策の満足度を図り改善点等を抽出するなど、より効果的なベンダーロックイン対策を実施していく

#### 論点

- ① 過去受託企業と新規参入事業者間の情報格差解消のための取組み
- ② 発注担当課の能力向上策（意識改革）

# 施策に対する主な取り組み成果

施策の方向性	取り組み提言	令和5年度の主な取り組み成果	取り組み状況	自己評価
① 機動的・柔軟な調達手続きの改善	<p>多様な開発手法・調達手法(アジャイル等)の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● アジャイル開発の導入ガイドの整備</li> <li>● 契約方式・調達仕様書・調達方式の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アジャイル開発の採用</li> <li>● 標準ガイドライン群の改訂</li> <li>● 各種ルールの策定(ガバメントクラウド、変更契約ルール等)</li> </ul>	 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ いくつかの調達にてアジャイル開発等を実施するもまだ普及は限定的</li> <li>✓ 一定の基準を作るにはサンプル不足</li> </ul>
② システム調達における発注者側の能力向上	<p>発注者支援の体制構築(調達相談窓口等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達情報の共有</li> <li>● 仕様書・契約書等の均質化及び質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達仕様書の雛形整備・共有</li> <li>● 相談窓口設置</li> <li>● 発注者向け研修等実施</li> <li>● 調達仕様書データベース整理</li> </ul>	 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 開発案件に於いては仕様書の雛形を作成</li> <li>✓ 内容を充実させつつ、順次、各省に展開予定</li> </ul>
③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	<p>技術力を有する多種・多様な企業の参入円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報システムの企画競争方式の整備(技術的対話方式の推進含む)</li> <li>● 事務手続き等の簡素化・情報公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プロポーザル型企画競争入札の導入等新規企業参入拡大</li> <li>● デジタルスタートアップへの加点</li> </ul>	 順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中小・スタートアップ企業の契約が増加の傾向にある</li> <li>✓ デジタルスタートアップへの加点で更なる増加が見込まれる</li> </ul>
	<p>デジタルマーケットプレイス(DMP)導入検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● DMP導入検討</li> <li>● プロトタイプ実証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● プロトタイプ構築実証実施</li> <li>● 調達関係制度上の整備・実運用の整理</li> </ul>	 順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ベンダーが提供するソフトウェア、サービスの登録を開始する等、順調に実証が進んでいる</li> </ul>
④ ベンダーロックインの排除	<p>公平な調達環境の整備(発注者に起因する一者応札対策等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一者応札の調査・分析と対応施策</li> <li>● オープンな技術の活用機会の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● チェックリストの配布</li> <li>● 一者応札案件の発注者・事業者へのアンケート実施・分析</li> </ul>	 概ね順調	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 企画競争や、仕様書テンプレートの活用で一者応札の案件が減少している</li> <li>✓ チェックリストの使いこなしが不十分</li> <li>✓ 引き続き、個別の案件の要因分析、対策の推進することで更なる減少が見込まれる</li> </ul>
⑤ 内部統制等による透明性の確保	<p>より一層の公平性・透明性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達をサポートする各組織</li> <li>● 事業者との対話推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談窓口設置(再掲)</li> <li>● 技術的対話、RFI、意見招請実施</li> </ul>	 道半ば	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 職員の兼務等で、連絡は密にとれている一方、リソースが不十分</li> <li>✓ 技術対話については周知不足、制度の利便性改善が必要</li> </ul>

# ⑤ 内部統制等による透明性の確保

## 1. 主な取り組み成果

### ● 技術的対話による調達の実行の継続

- 技術的対話の実行を令和2年度より継続。令和5年度は比較的大規模な案件（数億円規模）にて試行
- 多くの事業者が手を挙げる等、参入しやすい環境づくりや、開発までにかかる準備期間の短縮等に有効であったが、対話期間は通常の調達より受発注者双方に労力がかかるため、プロジェクトの状況等を見ながら、適切な案件で採用することが重要
- 各省への周知不足等で、件数が増えていないことから、今後の展開について支援するデジタル庁側の体制強化も含め検討が必要

#### 技術的対話のメリット・デメリット

##### メリット

- 仕様書を確定せずに公告を行い、応札参加事業者の提案内容が仕様で反映されていくことから、新規事業者でも参入しやすく、ベンダーロックインの回避につながる
- 対話の中で仕様書と提案書の水準を引き上げていくことができる
- 開発までにかかる準備期間（要件定義確認の先行実施など）の短縮等に有効であった

##### デメリット

- 調達期間が長くなる
- 他の調達手法に比べ、コミュニケーションコストが多く発生するが、応札出来なかった事業者はその費用を回収出来ない
- 対話に毎回参加する専門人材が必要になる等、ある程度発注者側の体制が整っていない場合交渉が進まないリスクもある
- 提案内容に技術的な内容が多いため、総合評価落札方式に比べ、審査時の評価が難しい

# ⑤ 内部統制等による透明性の確保

## 2. 主な課題と今後の取り組みの方向性

### (1) 技術的対話による調達の実行の継続

#### 主な課題

##### 技術的対話方式の浸透が不十分

- 支払いに対して最も価値の高いサービスの提供を受ける方式として効果が期待できるが、参加ベンダー側はもちろん、発注者側にも工数の負担が大きく、実数はR5年度2件のみ
- 活用に適した事案への適用に当たり、障害となっている要因の解消を図る必要がある
- 制度自体が浸透していない懸念もある

##### RFIや意見招請等の限定的な実績

- 調達の透明性の確保の観点（その他競争参加者の増加、要望に適合した調達の実現）からも、ベンダーからの意見収集、仕様要件等への反映が求められている
- RFIのテンプレート整備や勉強会の実施しているものの、未だRFIや意見招請等の活用は限定的

#### 今後の取り組みの方向性

##### 技術的対話方式の周知・制度の改善

- デジタル庁内・各省のニーズの確認、掘り起こしを行う上で、技術的対話についての各府省への周知を継続的に行う
- 周知にあたっては発注者側にメリットがよく伝わり、活用を促すものとなるよう工夫を要する
- 制度が浸透するまでのサポートに加え、負担の大きさや一定程度期間を要するといった点、調達制度の簡略化についても改善・検討が望まれる

##### 技術的対話、RFI、意見招請の活用例

- 次年度以降、技術的対話、RFI、意見招請実施の事例を収集し、実施方法や優良事例のガイドの作成を検討する方針
- 実施方法や実施意義が分からない職員もいるため、正しく周知していくこと等により活用増進させることが重要

#### 論点

- ① 工数負担を考慮した技術的対話の推進方法
- ② 多重下請け構造改善のための透明性の向上等の取組



### 3. 次年度以降の施策の進め方

# 次年度以降の施策の進め方

1. 限られたリソースの中で実効性の高い取り組みを実現するため、短期施策・中期施策として実施する施策に強弱をつける
  - ① 重要度が低く検討に時間がかかりそうなものは中期施策として扱う
  - ② 重要且つ早期に実現すべき施策は、重点項目とし、数値目標と共に提示
2. 難易度の高い施策・課題のある施策の実現方法・アプローチに関する改善策について、業界団体、委員と連携し、取り組みの進捗を確認しながら検討（施策の方向性①～⑤のまとめ）
3. その他、施策の方向性①～⑤に分類できない包括的に取り組むべき事項についても、並行して検討
  - a. 限られたリソース（専門人材等）の活用
  - b. 取組実施内容の他省庁展開及び連携強化
  - c. 地方自治体等とのコミュニケーション推進

# 5つの施策に関する今後の取り組みの方向性

施策の方向性	主な課題	論点	今後の取り組みの方向性
① 機動的・柔軟な調達手続きの改善	● <b>アジャイル開発の利用環境整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ アジャイル開発に適するプロジェクトの特性やハイブリッド開発等における業務範囲設定の考え方</li> <li>✓ アジャイル開発を実施時、特に留意すべきリスク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ アジャイル開発に係る知見の蓄積及び周知</li> <li>✓ アジャイル開発の留意点とりまとめ、既存ガイドの充実化</li> </ul>
	● <b>アジャイル開発における準委任契約書のありかた</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報システムの公共調達において、特にどのような案件で準委任契約を積極的に導入すべきか（特にアジャイル開発の場合を想定）</li> <li>✓ 成果物完成責任を問えなくなる準委任契約を採用する政府側のインセンティブはなにか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 準委任契約の検討チーム立ち上げ</li> <li>✓ 適切な契約方式を選択できる環境の整備</li> </ul>
	● <b>合理的な調達単位</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 細分化すべき事業とそうでない事業の特性</li> <li>✓ 中小・スタートアップ企業の参画しやすさを考慮した場合の調達単位の設定の考え方</li> <li>✓ 上記以外のご意見（調達単位の最適化に適する専門人材の登用・育成や、考えうる取組方向性等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 合理的な調達単位の見直し（調達単位の細分化）を行った事例の収集</li> <li>✓ 細分化すべき事業の適性や範囲等の検討</li> </ul>
② システム調達における発注者側の能力向上	● <b>調達手続きにおける発注者支援体制及び仕組みの強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 仕様書の属人化排除に向けた取り組みについて、更に改善できる点</li> <li>✓ 相談窓口を他省庁等へ展開した場合の運用上の留意点</li> <li>✓ 調達仕様書データベースの更なる利活用に向けたご助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 仕様書の属人化排除の推進</li> <li>✓ 相談窓口・仕様書レビューの他省庁等への展開</li> <li>✓ 調達仕様書のデータベースの入力体制の構築と充実</li> <li>✓ サプライチェーンリスクへの適切な対応策の早急な検討・実施</li> </ul>
③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大	● <b>損害賠償金額の上限設定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ どのようなケースにどの程度上限を設けるべきか</li> <li>✓ 上限額の設定を行うとした場合、政府と民間の企業間のリスク負担の指針をどのように考えるべきか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ デジタル庁法務チームの立ち上げ</li> <li>✓ 専門家、関係機関も交えた慎重な議論</li> </ul>
	● <b>DMP本格始動へ向けた着実な準備遂行</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 多様な企業・行政機関の参加促進のための工夫や周知方法</li> <li>✓ 自治体利用も含めた制度整備の際の留意点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ DMPの本格始動へ向けた準備</li> <li>✓ 調達関係法令上の整備・実運用の整備</li> </ul>
④ ベンダーロックインの排除	● <b>一者応札防止に向けた取り組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 過去受託企業と新規参入事業者間の情報格差解消のための取組み</li> <li>✓ 発注担当課の能力向上策（意識改革）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ チェックリストやその他施策の実施状況を確認、効果を分析</li> <li>✓ 様々な施策をベンダー・発注者目線で分析</li> </ul>
⑤ 内部統制等による透明性の確保	● <b>技術的対話による調達の試行の継続</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 工数負荷を考慮した技術的対話の推進方法</li> <li>✓ 技術的対話を活用すべき案件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 技術的対話方式の周知・制度の改善</li> <li>✓ 技術的対話、RFI、意見招請の活用例</li> <li>✓ 多重下請け構造改善のための透明性の向上等の取組</li> </ul>

# 総括

# 総括

## ● 令和5年度の取り組み評価及び今後の施策の進め方

- 昨年3月に取りまとめられた最終報告書で示された5つの施策の方向性に沿って、情報システム調達を目指すべき姿（ニーズに即した技術、公平・透明性、適切な価格、迅速な調達）の実現に向けて着実に進んでいることが認められ、進むべき方向性は概ね適切に進行しているものと評価できる。
- 取組として評価できる点は、プロポーザル型企画競争入札の試行開始や技術的対話方式の普及促進などの新しい調達手法の活用、デジタルマーケットプレイスの導入検討といった情報システム調達の発展に寄与する取組を積極的に進めたことが挙げられる。こうした取り組みは効果をよく見極めつつ引き続き拡大を図っていくべきである。
- 一方、新規参入者の拡大のためには、調達に係る有用な情報をなるべく早期に公開するなど、透明性を高め、広く関心を持っていただく工夫が求められる。
- また、調達仕様書のひな型整備や共有化、相談窓口の設置、変更契約のルール化、ベンダーロックイン防止チェックリストの導入など、適正かつ公平な調達手続きの実現のための基盤となるツール作りを進めてきた認識。今後は、内部統制機能を活用しつつ、これらのツールが適切かつ効果的に活用されているかその有効性を検証し、実効性の担保にも傾注していくことが期待される。
- 限られた人材リソースの中で実効性の高い取り組みを実現するため、多岐に及ぶ短期施策・中期施策についてプライオリティをつけて実施していくことも重要である。
- 今回のフォローアップにおいて主な課題ごとに整理された「今後の取り組みの方向性」は、業界団体のご意見や検討会委員会による議論・検討の結果を集約された総意を踏まえつつ、デジタル庁として如何なる方向性をもって推進していくべきかを明らかにしたものとなっている。デジタル庁の情報システム調達への取組に向けた一層のレベルアップを期待したい。

# 総括

## ● 難易度の高い施策・課題への対応

- 以下に掲げるような難易度の高い施策・課題のある施策の実現方法・アプローチに関する改善策については、取り組みの進捗を確認しながら検討を進める必要があるが、中には立場の違いや考え方の違い等から必ずしも目指すべき方向性を定め切れない課題も存在する。こうした課題については、民間と公共の相違点やその必要性等を詳らかにし、原点に立ち返った実証実施を進めるべきである。諸外国の公共契約の状況を参考とし、各府省、関連業界団体、有識者等の意見を幅広く聴取するとともに、議論を深めることによりベストプラクティスを導き出せるようデジタル庁は積極的に関与していくべきである。

- ①アジャイル開発の利用環境整備
- ②アジャイル開発における準委任契約書のありかた
- ③合理的な調達単位
- ④損害賠償金額の上限設定



# 総括

## ● 調達改革取り組みの浸透・拡大への注力

- こうした調達改革の取り組みについては現時点までは、主にデジタル庁において試行的に実施されている施策が大半といった状況である。デジタル庁は引き続き新規施策の効果を検証のうえ見極めつつ、有効性が認められるものについては順次各府省へ展開していくことが重要である。
- 地方自治体へも同様に展開していくことが求められるが、調達手続きの根拠となる法令が異なっていることもあり、まずは、地方自治体等とのコミュニケーションを活発化し、有効な連携策を検討のうえ、その浸透を図るべきである。
- こうした情報システム調達改革の取り組みについては、業界団体を通じた民間企業との対話の窓口としても従来にはなかったものであり、政府調達の適切な改善のために引き続き民間企業との対話の強化を図っていくこともデジタル庁は担っていくべきである。
- 特にデジタルマーケットプレイスに代表されるような新しい取り組みの施策を中心に、各府省、地方自治体、業界団体を通じたベンダー等に対し、一層の積極的PRやサポート等その浸透に努めるべきである。
- 最後に、こうしたパブリック性の高いデジタル庁の取組は、社会的にも十分に認知されるよう広報活動に努めることが重要である。

# デジタル庁

Digital Agency

# Appendix

1. 関連業界団体からの主なご意見
2. 関連業界団体からの主なご意見（施策の方向性ごと）
3. 関連業界団体からのご意見（団体ごと）

# 1. 関連業界団体からの主なご意見

## 改善された点、評価される点

- ✓ 情報システム調達改革への取り組み自体（デジタル庁設立前は政府調達の改善に対しての窓口が存在しなかったため、民間企業との対話を通じた改革への取り組み自体が素晴らしいものであると認識しています）【JEITA】
- ✓ 企業の意見を活かし、情報システム調達改革に取り組んでいる点。デジタル庁設立前は政府調達の改善に対しての窓口が存在しなかったため、企業との対話を通じ改革を進めていること自体を評価【経団連】
- ✓ プロポーザル型企画競争の採用増加により、より技術や運用性を重視した提案が採用される機会が増えた点【JEITA】 【IT連盟】
- ✓ DMPα 版構築等、施策が目に見える形として現れ、事業者を巻き込んだトライアルとして推進されている点【JEITA】
- ✓ 「デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた情報システムに係る調達における評価制度に係る実施要領」が公表され、スタートアップ企業の政府調達への活用促進施策が各省庁に対して行われている点【JEITA】
- ✓ 機動的・柔軟で継続的なサービス開発（アジャイル開発）に適するプロジェクトの選択【JISA】
- ✓ 多様な契約・調達方式の整理（企画競争、技術的対話含む）【JISA】
- ✓ 民間人材がより効果的に事業やプロジェクトを推進するには、法制度・ルールに対する理解が不可欠。民間からの出向者等に向けた周知・理解促進の施策に感謝する【経団連】
- ✓ ソフトウェア開発だけでなくインフラ構築においてもアジャイル的なアプローチが導入されたことにより必要に応じて仕様変更や追加対応がなされている点が評価できる【IT連盟】
- ✓ 案件ごとに公示期間や採択決定までのプロセスを簡略化する等臨機応変な対応が可能となった点が評価できる【IT連盟】
- ✓ 発注者側の能力向上について改善案が提示され、システム調達における発注者側での対応能力の向上について評価できる【IT連盟】
- ✓ スタートアップの参入障壁となっていた資金繰りや賠償責任について言及があったことは評価できる【IT連盟】

## 改善して欲しい点

- ✓ 物価や人件費が高騰しており、物価上昇に対する予算額（総額）の増額等の見直しに取り組んでいただきたい【JEITA】 【経団連】  
【IT連盟】
- ✓ 損害賠償金額の上限設定を雛形に入れることを検討いただきたい【JISA】
- ✓ 契約において、依然として実現が難しい条件が残存。今般開始した、損害賠償金額の上限設定、アジャイル開発での準委任契約の採用等に対する検討をはじめ、民間契約と同程度の契約条件へと見直すことを求める【経団連】 【IT連盟】

# Appendix

1. 関連業界団体からの主なご意見
2. 関連業界団体からの主なご意見（施策の方向性ごと）
3. 関連業界団体からのご意見（団体ごと）

## 2. 関連業界団体からの主なご意見（施策の方向性ごと）

### ① 機動的・柔軟な調達手続きの改善

#### アジャイル開発

- ・ アジャイル／ウォーターフォールの開発方式のうち、適材適所で適切な開発方式の選択が必要【JEITA】 【JISA】
- ・ 発注者と事業者双方に、アジャイル開発の特性をよく理解した判断力と決定権を持つ人材が必要であり、人材の育成・確保が必要【JEITA】 【経団連】
- ・ 発注者側の意向でアジャイル開発を実施する場合、事業者でなく発注者が完成に係るリスクを負うよう準委任契約が望ましい【JEITA】
- ・ アジャイル開発での一括請負契約は、事業者のリスクが高いことから慎重に検討すべきである【IT連盟】

#### 合理的な調達単位

- ・ （事業者の参入機会が増える可能性がある点で有効だが）細分化されたシステム間の調整を取り持つPMを発注者側に置く必要がある。外注する場合は一括で発注するコストと変わらない可能性もあるため、参入機会の拡大や調達コストの削減など、細分化の目的を明確にするべき【JEITA】
- ・ 新規のシステム開発ではシステムの特성에依じて開発手法の適用範囲を検討してはどうか（導入部分をウォーターフォールで固め、UI/UXなど付随サービスをアジャイルで進める等）【JEITA】
- ・ より合理的な調達単位の検討を進めるため、デジ庁内での人材育成・民間企業からの人材登用などを検討する必要がある【JEITA】
- ・ 疎結合化（分割調達）が進む場合、完成責任が担保できるか／システム全体の品質担保できるかが課題となる。むやみに調達を分けるとリスクが増えるように思う【JISA】
- ・ ただし、疎結合化の範囲にオープンソースを利用する場合等、機能が明確に切られているのであれば疎結合化を実施した場合もスムーズに構築が可能であり、品質の担保も可能と考える【JISA】
- ・ 事業者の参入機会が増える可能性がある点で有効。その際、細分化されたシステム間の調整を取り持つPMの配置等の追加コストが生じる可能性があるため、予め目的を明確化すべき【経団連】 【IT連盟】
- ・ 合理的な調達単位を検討できる知識を持った人材が必要であり、専門人材を育成することが必要【経団連】 【IT連盟】



## 2. 関連業界団体からの主なご意見（施策の方向性ごと）

### ② システム調達における発注者側の能力向上

#### 仕様書・契約書

- 雛形が公開されたことにより、標準の入札説明書、調達仕様書や契約書に統一感が生まれ、見やすくなった。今後の他府省庁への展開に期待している【JISA】
- 発注者側の能力向上について改善案が提示され、システム調達における発注者の対応能力の向上について変化が見えている【IT連盟】
- 発注者である省庁関係者のデジタル分野の知見を高めることや業界慣習・用語などの理解を進めることが必要【IT連盟】

## 2. 関連業界団体からの主なご意見（施策の方向性ごと）

### ③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

#### 中小・スタートアップ企業の参入機会拡大

- 施策の効果を確認するため、中小・SU企業に対しても満足度調査を実施した方が良いのではないか【JEITA】 【JISA】 【経団連】
- スタートアップが採択される象徴的事例が各省庁から出てくることが重要であり、積極的に採択いただきたい【JVCA】

#### プロポーザル型企画競争/随意契約

- プロポーザル型企画競争の採用増加により、技術や運用性を重視した提案の採用機会が拡大した点が評価できる【JEITA】 【JISA】 【IT連盟】 【経団連】
- 価格競争中心の競争入札でなく、スタートアップ企業の技術力を評価できる随意契約を広げていただきたい【JVCA】
- 予算要求時等、余裕のある段階で翌年度の随意契約の候補を審査し、企業を選ぶプロセスが良いと考える【JVCA】
- JVCAもプロポーザルが重要と考えており、随意契約の一つであるプロポーザル型企画競争の契約数が増えている点が評価できるため、引続き取り組みを進めていただきたい【JVCA】

#### 損害賠償金額の設定

- 損害賠償責任の上限設定は、事業者にとって事業を行う際のリスクとリターンのバランスを取る上で必要のため、対象企業を中小・スタートアップ企業に制限すべきではないと考える【JEITA】 【経団連】
- 損害賠償金額の上限設定を雛形に入れることを検討いただきたい【JISA】 【JVCA】
- 民間契約と比べて受託側に厳しい条件（損害賠償金額の上限設定なし、大規模一括開発の請負等）について、見直し検討が開始された点が評価できる【経団連】
- スタートアップの参入障壁となっていた資金繰りや賠償責任について言及されていることは評価できる【IT連盟】

## 2. 関連業界団体からの主なご意見（施策の方向性ごと）

### ③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大

#### 再委託

- ・ デジタル庁による契約事業者の公表は、中小スタートアップ企業にとって政府のプロジェクトに参加している証明になるため良い取り組みであると思う【JISA】

#### DMPの運用について

- ・ 事業の目的に合った製品・サービスを適切に選定できるよう、発注者側の能力向上の取組が必要である【JEITA】
- ・ 自治体職員や登録事業者のリテラシー向上、コンプライアンス遵守、事業者の反社管理等を実施する必要がある【JEITA】 【IT連盟】
- ・ 現行システムでは、自社ソフトウェアへ対し、どの会社がサービス登録するかをソフトウェア会社から制限できなく、ソフトウェア会社によるコントロール範囲外となっている点が課題【JEITA】 【経団連】
- ・ 登録されている事業者の情報が最新且つ正確性を担保出来るよう、情報を更新する仕組みの検討も必要である【JEITA】 【IT連盟】 【経団連】
- ・ DMPの施策が目に見える形として現れ、事業者を巻き込んだトライアルとして推進されている点が評価できる【JEITA】
- ・ デジタルマーケットプレイスα版の構築等、施策が目に見える形として現れ、事業者を巻き込んだトライアルとして推進されている点が評価できる【経団連】 【IT連盟】
- ・ DMPへのサービス・ソフトウェアの登録については登録要件を厳格にせず、優れたサービスを提供できる中小・スタートアップ企業を発見する場としてほしい【IT連盟】
- ・ DMPの実装にあたっては、調達プロセス全体のBPRが不可欠。従来通りのプロセスをただ電子化しては、かえって事業者の負担になる場合も想定される。事業者の目線に立ち、簡素化・効率化に努めるべき【経団連】

## 2. 関連業界団体からの主なご意見（施策の方向性ごと）

### ④ ベンダーロックインの排除

#### オープンソースを活用した開発

- 定期的なOSSのアップデート体制が整っていれば国でのオープンソース管理は可能と想定するが、現状アップデートのサイクルを回す仕組みづくりに課題があると認識している【JEITA】
- オープンソースの管理面の課題を考慮すると、国が作ったオープンソースについて使用权を開放し、企業が管理しながら国が活用していく方法も検討してはどうか【JEITA】
- 「省庁内でのソースコードの共有」に関しては従来の著作権に関する考え方と異なると認識。国の大規模システムの統一性担保の観点を踏まえ、継続して検討いただきたい【IT連盟】

#### 一者応札防止

- プロジェクトリスクの低減や価格差の補填を行い、実現性や付加価値の高い応札を促す仕掛けが必要である【経団連】

## 2. 関連業界団体からの主なご意見（施策の方向性ごと）

### ⑤ 内部統制等による透明性の確保

#### 技術的対話による調達

- 企画競争や技術的対話を導入し、手段に囚われない調達仕様書となった点／議論しながら良いものを作れる点が評価できる【JISA】

## 2. 関連業界団体からの主なご意見（施策の方向性ごと）

### その他

#### 他省庁への展開

- 調達環境改善について各省庁間でかなり差があるため、デジタル庁の調達改革の取り組み範囲を他省庁の調査研究や委託等にも広げられるよう体制等の拡充を期待したい【JEITA】 【JISA】 【経団連】
- デジタル庁設立前は政府調達改善に対しての窓口が存在しなかったため、企業との対話を通じ改革を進めていることが評価できる【JEITA】 【経団連】
- デジタル・スタートアップへの加点措置が公表されたことについて、公共調達へのスタートアップ企業参画促進施策が実行されている点が評価できる【JEITA】 【経団連】

#### 外部環境変化への配慮

- 物価や人件費が高騰しており、物価上昇に対する予算額（総額）の増額等に取り組んでいただきたい【JEITA】
- 物価や人件費が高騰しており、外部環境変化を踏まえた予算額の適切な見直しに取り組んでいただきたい【経団連】 【IT連盟】

#### 内部開発

- 技術職の人材だけでなく、プロジェクトマネジメントが出来る人材をより登用することも検討いただきたい【JEITA】
- 責任権限の範囲が重要であり、実際に決定権を持った人材が必要である【JEITA】
- 内部開発の場合でも、仕様は要件定義を行った上で合意を取る必要があるため、小規模の開発では良いかもしれないが、大規模な開発を行う場合の実施体制が課題となる【JEITA】



## 2. 関連業界団体からの主なご意見（施策の方向性ごと）

### その他

#### 評価方法

- 競争入札の評価時に、デジタル庁では社歴や実績による評価を無くすよう取り組んでいるが、各省庁へも広めていただきたい【JVCA】
- これまでのシステムを変革するような新たな発想の企業を評価してもらいたい【JVCA】
- 地方分権の考えが以前より進められている一方、地場ベンダー育成のための機会提供と公言されているものと実態に乖離がある。調達の評価を価格点・技術点のみならず、地元適合性や地元貢献を含めるべきではないか【IT連盟】

#### スタートアップ企業における参入障壁

- スタートアップ企業は自社の技術力を持っていても、大企業等過去実績のある企業と比べて現場のニーズや暗黙知等を知る機会が少ないため、提案検討時に不利になりがちである。機密事項の兼ね合いもあると思うが、守秘義務の締結を検討したうえで、ニーズを知る機会を作っていただきたい【JVCA】

#### 部分払い

- 中小・スタートアップ企業を想定した案件への適用が検討されているが、企業の持続的な成長に重要な運転資金確保のため、企業種別を限定せずに幅広い案件に適用するよう検討いただきたい【JEITA】 【経団連】
- 中小・スタートアップ企業にとって完成払いだと資金繰りの面から赤字リスクにつながりやすいため、部分払いや概算払い等をご検討いただけるとありがたい【JVCA】

#### 予算削減について

- システム特性に応じた施策の検討を期待したい。例えば運用等経費等の3割削減について、SaaSを活用した情報システムのサービス利用料は、個別に構築する情報システムと比して削減が難しいと認識している【JEITA】

# Appendix

1. 関連業界団体からの主なご意見
2. 関連業界団体からの主なご意見（施策の方向性ごと）
3. 関連業界団体からのご意見（団体ごと）

### 3. 関連業界団体からのご意見（団体ごと）

JEITA

JISA

IT連盟

JVCA

経団連

#### (1) 電子情報技術産業協会（JEITA） 1/2

##### ①機動的・柔軟な調達手続きの改善

###### ○アジャイル開発

- ・（事業者側で契約上のリスク範囲を明確に認識するため）アジャイル開発を前提とした契約書の雛形をご提示頂きたい
- ・ 発注者側の意向でアジャイル開発を実施する場合、事業者ではなく発注者が完成に係るリスクを負うよう準委任契約が望ましい
- ・ 発注者と事業者双方に、アジャイルの特性をよく理解した判断力と決定権を持つ人材が必要と考える
- ・ 仕様書範囲外の作業が発生した際の対応プロセスを規定すべきである

###### ○合理的な調達単位

- ・（事業者の参入機会が増える可能性がある点で有効だが）細分化されたシステム間の調整を取り持つPMを発注者側に置く必要がある。外注する場合は一括で発注するコストと変わらない可能性もあるため、参入機会の拡大や調達コストの削減など、細分化の目的を明確にするべきである
- ・ 新規のシステム開発ではシステムの特성에応じて開発手法の適用範囲を検討してはどうか（導入をウォーターフォール、UI/UXなど付随サービスをアジャイルで進める等）
- ・ より合理的な調達単位の検討を進めるため、デジ庁内での人材育成・民間企業からの人材登用などを検討する必要がある
- ・ デジタル庁がハブとなり、サブシステム間の連携ができるのであれば細分化してよいのではないかと
- ・ 有効なノウハウを持っている多様な企業が上流工程の調達に参画しやすくなるよう、工程別受注制限の見直しを行いより柔軟に運用頂きたい

###### ○内部開発

- ・ 民間企業から登用されている人材が技術職が多い印象だが、5つの施策の方向性を鑑みるとプロジェクトマネジメントが出来る人材をより登用することも検討いただきたい
- ・ 責任権限の範囲が重要であり、実際に決定権を持った人材が必要である
- ・ 内部開発の場合でも、仕様は要件定義を行った上で合意を取る必要があるため、小規模の開発では良いかもしれないが、大規模な開発を行う場合の実施体制が課題となる

###### ○部分払い

- ・ 部分払いについて中小・スタートアップ企業を想定した案件への適用が検討されているが、企業の持続的な成長に重要な運転資金確保のため、企業種別を限定せずに幅広い案件に適用するよう検討いただきたい

##### ③中小・スタートアップ企業の参入機会拡大

###### ○プロポーザル型企画競争／随意契約

- ・ プロポーザル型企画競争の採用増加により、より技術や運用性を重視した提案が採用される機会が増えた点が評価できる

###### ○中小・スタートアップ企業の参入機会拡大

- ・ 施策の効果を確認するため、中小・スタートアップ企業に対しても満足度調査を実施した方が良いのではないかと

###### ○事務手続きの簡素化

- ・ 電子入札でもファイルの容量制限により提案書を紙で提出しなければならない場合がある等、未だ応札者の負荷がかかっているため、事務手続きのデジタル化やペーパーレス化、提出書類の削減等の取組を更に推進頂きたい

###### ○損害賠償金額の上限設定

- ・ 損害賠償金額上限設定は、事業者にとって事業を行う際のリスクとリターンのバランスを取る上で必要のため、対象企業を中小・スタートアップ企業に制限すべきではない

### 3. 関連業界団体からのご意見（団体ごと）

JEITA

JISA

IT連盟

JVCA

経団連

#### (1) 電子情報技術産業協会（JEITA） 2/2

##### ③中小・スタートアップ企業の参入機会拡大

###### ODMPの運用について

- DMPの施策が目に見える形として現れ、事業者を巻き込んだトライアルとして推進されている点が評価できる
- 事業の目的に合った製品・サービスを適切に選定できるよう、発注者側の能力向上の取組が必要である
- DMPの実用にあたっては、自治体職員や登録事業者のリテラシー向上、コンプライアンス遵守、事業者の反社管理等を実施する必要がある
- （小規模事業者は特に）発注者側の予算取りのための参考見積り作成等、調達参画前の対応が、要因確保やコストの面から負担となっている。DMPでは従来の方法で負担となっているプロセスを見直したうえで、DMPで契約する際の予算取り・納品・検収・入金までの一連の流れを示すことが重要と考える
- DMPの利用規約に「行政機関からの指名停止措置を受けていないこと」が規定されると、ある自治体から指名停止を受けた場合にDMPの利用が出来ず、他自治体の案件の受注機会を失う可能性があるため、ルール作りの際に配慮いただきたい
- 登録されている事業者の情報が最新且つ正確性を担保出来るよう、情報を更新する仕組みの検討も必要である
- 現行システムでは、自社ソフトウェアへ対し、どの会社がサービス登録するかをソフトウェア会社から制限できなく、ソフトウェア会社によるコントロール範囲外となっている点が課題

##### ④ベンダーロックインの排除

###### ○オープンソースを活用した開発

- 定期的なOSSのアップデート体制が整っていれば国でのオープンソース管理は可能と想定するが、現状アップデートのサイクルを回す仕組みづくりに課題があると認識している
- オープンソースの管理面の課題を考慮すると、国が作ったオープンソースについて使用权を開放し、企業が管理しながら国が活用していく方法も検討してはどうか

##### その他

###### ○外部環境変化への配慮

- 物価や人件費が高騰しており、物価上昇に対する予算額（総額）の増額等に取り組んでいただきたい

###### ○他省庁への展開

- デジタル庁設立前は政府調達の改善に対しての窓口が存在しなかったため、企業との対話を通じ改革を進めていること自体、評価できる
- デジタル・スタートアップへの加点措置が公表されたことについて、公共調達へのスタートアップ企業参画促進施策が実行されている点が評価できる
- 調査研究や委託も各省庁でかなり差がある認識のため、デジタル庁の調達改革の取組み範囲を、調査研究や委託にも広げられるよう体制等の拡充を期待したい

###### ○調達改革の進捗について

- 今回のように、取り組みの進捗状況について定期的にフォローアップや意見交換の場を提供いただけるのは大変ありがたい

###### ○システム特性に応じた施策検討について

- システム特性に応じた施策の検討を期待したい。例えば運用等経費等の3割削減について、SaaSを活用した情報システムのサービス利用料は、個別に構築する情報システムと比して削減が難しいと認識している

### 3. 関連業界団体からのご意見（団体ごと）

JEITA

JISA

IT連盟

JVCA

経団連

#### (2) 情報サービス産業協会（JISA） 1/2

##### ①機動的・柔軟な調達手続きの改善

###### ○アジャイル開発

- ・ アジャイル開発は、国民向けのサービス作成やフロントエンドの業務には向くが、法制度が絡んでくるバックヤード業務には向いていない
- ・ アジャイル／ウォーターフォールの開発方式に優劣はないため、適材適所で適切な開発方式を選択する必要がある
- ・ 仕様書に開発手法にアジャイル開発が加わったことにより、受託者側でも選べる選択肢が増えたことは良い
- ・ すべてをアジャイル開発で行うことが望ましいケース（画面設計等が該当）は稀である。アジャイル開発とウォーターフォール開発の組み合わせ（ハイブリッド開発）で開発を行うことが良いケースが多いと考える。また、期間内にウォーターフォール開発で複数回見直しを行う事例もある

###### ○合理的な調達単位

- ・ 疎結合化（分割調達）が進む場合、完成責任が担保できるか／システム全体の品質担保できるかが課題となる。むやみに調達を分けるとリスクが増えるように思う  
ただし、疎結合化の範囲にオープンソースを利用する場合等、機能が明確に切られているのであれば疎結合化を実施した場合もスムーズに構築が可能であり、品質の担保も可能と考える
- ・ アジャイル開発における責任分界点について、現状現場から困っている声は上がっていない

##### ②システム調達における発注者側の能力向上

###### ○仕様書・契約書

- ・ 雛形が公開されたことにより、標準の入札説明書、調達仕様書や契約書に統一感が生まれ、見やすくなった。今後の他府省庁への展開に期待している

##### ③中小・スタートアップ企業の参入機会拡大

###### ○損害賠償金額の上限設定

- ・ 損害賠償金額の上限設定を雛形に入れることを検討いただきたい

###### ○事務手続きの簡素化

- ・ WTO調達協定に基づいた自主的措置見直しにより時間短縮される等効果が出ている。事業を完遂にするにあたり、発注側にとってメリットがあるのではないかと

###### ○再委託

- ・ 中小スタートアップ企業へ満足度調査を実施した方が良い
- ・ デジタル庁による契約事業者の公表は、中小スタートアップ企業にとって政府のプロジェクトに参加している証明になるため良い取り組みであると思う

### 3. 関連業界団体からのご意見（団体ごと）

JEITA

JISA

IT連盟

JVCA

経団連

#### (2) 情報サービス産業協会（JISA） 2/2

##### ⑤ 内部統制等による透明性の確保

###### ○ 調達手法／技術的対話

- ・ 企画競争や技術的対話を取り入れており、手段に囚われない調達仕様書になっている点／議論しながら良いものを作れる点が評価できる

###### ○ 評価制度

- ・ マイナンバーによる入札や賃上げ表明が技術点に占める割合が大きい案件もあったため、技術点のガイドラインがあると良い
- ・ 2、3月に次年度の案件に着手されると思うが、次年度の賃上げは3月中旬の春闘を経ないと計算ができないため、賃上げ表明が入札タイミングに間に合わない。賃上げの配点が高いこともあり、不公平感があるため、調達年度の賃上げ表明に置き換える等柔軟な方法を検討いただきたい

##### その他

###### ○ 他省庁への展開

- ・ デジタル庁だけでなく各省庁でも取組を進めていただきたい

###### ○ 企画競争について

- ・ 最近の企画競争は応札者側で価格の上限がつかみやすくなり、良いところで落ち着いていると考える



## 3. 関連業界団体からのご意見（団体ごと）

JEITA

JISA

**IT連盟**

JVCA

経団連

### (3)日本IT団体連盟（IT連盟） 1/2

#### ①機動的・柔軟な調達手続きの改善

##### ○アジャイル開発

- ・ 仕様書作成における事業者への依存傾向が減少したように思う
- ・ ソフトウェア開発だけでなくインフラ構築においてもアジャイル的なアプローチが導入されたことにより必要に応じて仕様変更や追加対応がなされている点が評価できる
- ・ システム拡張・改善におけるアジャイル調達が、仕様固定化や随意契約的になることが想定され、調達プロセスが不透明になっているように見える
- ・ アジャイル開発での一括請負契約は、事業者のリスクが高いことから慎重に検討すべきである
- ・ アジャイル開発を前提とした契約書のひな型、仕様書範囲外の作業が発生した際の対応プロセス等を規定・提示すべきである

##### ○合理的な調達単位

- ・ 合理的な調達単位を検討できる知識を持った人材が必要であり、専門人材を育成することが必要
- ・ システムの疎結合化は事業者参入機会を増やす可能性がある一方で、発注側のプロジェクトマネジメントコストが増加する可能性がある。一括発注とコスト面の評価を行うつつ、細分化の目的を定めて進めるべきと考える
- ・ 多様な企業が調達に参画しやすくなるよう、工程別受注制限を見直し、より柔軟に運用することが望ましい
- ・ 案件ごとに公示期間や採択決定までのプロセスを簡略化する等臨機応変な対応が可能となった点が評価できる
- ・ 各省庁のシステムがデジタル庁サービス(GSS)に移行する中、当該包括契約が採用技術の制限になっていると感じることがある。包括契約の範囲/レベルを小さくすることで、採用メーカー/技術の多様性を拡大できるのではないかと

##### ○SaaS事業者の活用

- ・ 素早く有益な行政サービスの提供のために、SaaS事業者の持つ既存のサービスの積極的な活用を検討いただきたい

#### ②システム調達における発注者側の能力向上

##### ○発注者側の能力向上

- ・ 発注者側の能力向上について改善案が提示され、システム調達における発注者側での対応能力の向上について評価できる
- ・ 発注者である省庁関係者のデジタル分野の知見を高めることや業界慣習・用語などの理解を進めることが必要

#### ③中小・スタートアップ企業の参入機会拡大

##### ○プロポーザル型企画競争／随意契約

- ・ プロポーザル型企画競争の調達が増加し、より技術や運用性を重視した提案が採用される機会が増え、良い提案を行うモチベーションが事業者側に高まった点が評価できる

##### ○評価方法

- ・ 地方分権の考えが以前より進められている一方、地場ベンダー育成のための機会提供と公言されているが、実態との乖離がある。調達の評価を価格点・技術点のみならず、地元適合性や地元貢献を含めるべきではないか。システム入札は価格だけで決定すべきではないと考える

##### ○損害賠償金額の上限設定

- ・ スタートアップの参入障壁となっていた資金繰りや賠償責任について言及があったことは評価できる

## 3. 関連業界団体からのご意見（団体ごと）

JEITA

JISA

**IT連盟**

JVCA

経団連

### (3)日本IT団体連盟（IT連盟） 2/2

#### ③中小・スタートアップ企業の参入機会拡大

##### ○事務手続きの簡素化

- ・ 契約関連や事務手続きが簡素化は良いことだが、新たな契約方式や必要書類については、より一般に理解しやすい様式を希望する
- ・ 電子入札でもファイルの容量制限により提案書を紙で提出しなければならない場合がある等、未だ応札者の負荷が十分に軽減できていない。ファイル容量制限を無くすことや事務手続きの電子化により提出書類の削減する等で事務手続きを簡素化いただきたい

##### ○契約条件の見直し/調達選定基準

- ・ コンプライアンス、労働法関連の遵守を調達先選定時の基準に入れていただきたい
- ・ 契約においては、引き続き改善が必要である認識。知的財産権の移転や、損害賠償金額の上限設定、アジャイル開発での準委任契約の採用等に対する検討をはじめ、民間契約と同程度の契約条件へと見直すことを求める。

##### ○DMPの運用について

- ・ 事務手続きの簡素化やDMPの導入により、応募企業が増えることでよりニーズに合致し、効率的なシステムを導入できる仕組み作りをした点が評価できる
- ・ デジタルマーケットプレイスα版の構築等、施策が目に見える形として現れ、事業者を巻き込んだトライアルとして推進されている点が評価出来る
- ・ DMPへのサービス・ソフトウェアの登録については登録要件を厳格にせず、優れたサービスを提供できる中小・スタートアップ企業を発見する場としてほしい
- ・ DMPの利用に向け、調達機関側のリテラシーや最適な商品の選定能力向上の取組が必要
- ・ DMPに登録されている事業者が最新の情報であることや正確性を担保出来るよう、情報を更新する仕組みの検討も必要である
- ・ DMPの実装にあたっては、予算確保から支払いに至るまでの調達プロセス全体のBPRが不可欠。従来通りのプロセスをただ電子化しては、かえって事業者の負担になる場合も想定される。事業者の目線に立ち、簡素化・効率化に努めるべき

#### ④ベンダーロックインの排除

##### ○一者応札防止

- ・ 一者応札や特定ベンダーの連続受注となった原因を検証する必要がある

##### ○オープンソースを活用した開発

- ・ 「省内内でのソースコードの共有」に関しては従来の著作権に関する考え方と異なると認識。国の大規模システムの統一性担保の観点を踏まえ、継続して検討いただきたい

#### その他

##### ○外部環境変化への配慮

- ・ 物価や人件費が高騰しており、外部環境変化を踏まえた予算額の適切な見直しに取り組んでいただきたい

##### ○調達改革の進捗について

- ・ 最終報告書で記載されたデジタル庁内部の取組みの進捗状況について、定期的なフォローアップを行うべき

##### ○経済安全保障

- ・ 経済安全保障の観点から、国内企業に対して重点発注する領域と、技術やモデルの先進性から海外企業を交える分野の領域の明確化を検討すべき

### 3. 関連業界団体からのご意見（団体ごと）

JEITA

JISA

IT連盟

JVCA

経団連

#### (4) 日本ベンチャーキャピタル協会（JVCA） 1/1

##### ①機動的・柔軟な調達手続きの改善

###### ○部分払い

- ・ 中小・スタートアップ企業にとって完成払いだと資金繰りの面から赤字リスクにつながりやすいため、部分払いや概算払い等をご検討いただけるとありがたい

##### ③中小・スタートアップ企業の参入機会拡大

###### ○プロポーザル型企画競争／随意契約

- ・ 価格競争中心の競争入札でなく、スタートアップ企業の技術力を評価できる随意契約を広げていただきたい
- ・ 予算要求時等、余裕のある段階で翌年度の随意契約の候補を審査し、企業を選ぶプロセスが良いと考える
- ・ JVCAもプロポーザルが重要と考えており、随意契約の一つであるプロポーザル型企画競争の契約数が増えている点が評価できるため、引続き取り組みを進めていただきたい

###### ○評価方法

- ・ 競争入札の評価時に、デジタル庁では社歴や実績による評価を無くすよう取り組んでいるが、各省庁へも広めていただきたい
- ・ これまでのシステムを変革するような新たな発想の企業を評価してもらいたい

###### ○損害賠償金額の上限設定

- ・ 青天井とならないよう、雛形で損害賠償金額の上限を示していただくよう検討が必要ではないか

###### ○スタートアップ企業における参入障壁

- ・ スタートアップ企業は自社の技術力を持っていても、大企業等過去実績のある企業と比べて現場のニーズや暗黙知等を知る機会が少ないため、提案検討時に不利になりがちである。機密事項の兼ね合いもあると思うので守秘義務の締結を検討したうえで、ニーズ等を知る機会を作っていただきたい
- ・ スタートアップが採択される象徴的事例が各省庁から出てくることが重要であり、積極的に採択いただきたい

###### ○中小・スタートアップ企業の参入機会拡大

- ・ 施策の効果を確認するため、中小・スタートアップ企業に対しても満足度調査を実施した方が良いのではないか
- ・ 本取組みの成果を地方自治体の調達にも反映されるよう考慮いただきたい

### 3. 関連業界団体からのご意見（団体ごと）

JEITA

JISA

IT連盟

JVCA

経団連

#### (5) 日本経済団体連合会（経団連） 1/2

##### ①機動的・柔軟な調達手続きの改善

###### ○アジャイル開発

- ・（事業者側で契約上のリスク範囲を明確に認識するため）アジャイル開発を前提とした契約書の雛形を提示してほしい
- ・発注者と事業者双方に、アジャイル開発の特性をよく理解した判断力と決定権を持つ人材が必要
- ・調達対象及びシステムの性質を踏まえて、適材適所に開発手法を組み合わせられるよう、知見のある人が判断する体制と整えるべき

###### ○合理的な調達単位

- ・事業者の参入機会が増える可能性がある点で有効。その際、細分化されたシステム間の調整を取り持つPMの配置等の追加コストが生じる可能性があるため、予め目的を明確化すべき
- ・合理的な調達単位を検討できる知識を持った人材が必要であり、専門人材を育成することが必要
- ・有効なノウハウを持っている多様な企業が上流から下流までの工程の調達に参画しやすくなるよう、工程別受注制限の見直しも課題

###### ○部分払い

- ・部分払いについて中小・スタートアップ企業を想定した案件への適用が検討されているが、企業の持続的な成長に重要な運転資金確保のため、企業種別を限定せずに幅広い案件に適用するよう検討いただきたい

##### ③中小・スタートアップ企業の参入機会拡大

###### ○中小・スタートアップ企業の参入機会拡大

- ・施策の効果を確認するため、中小・スタートアップ企業に対しても満足度調査を実施した方が良いのではないか

###### ○事務手続きの簡素化

- ・電子入札でもファイルの容量制限により提案書を紙で提出しなければならない場合がある等、未だ応札者の負荷が十分に軽減できていない。提出書類の削減を行い調達手続きを簡素化したうえで、デジタル完結を実現すべき

###### ○損害賠償金額の上限設定

- ・損害賠償金額上限設定は、事業者にとって事業を行う際のリスクとリターンのバランスを取る上で必要となるため、対象企業を中小・スタートアップ企業に制限せずに見直すべきである
- ・民間契約と比べて受託側に非常に厳しい条件（損害賠償金額の上限設定なし、大規模一括開発の請負等）について、見直し検討が開始された点が評価できる

###### ○知的財産権の移転

- ・いわゆる日本版バイ・ドール制度に沿った受託者への知的財産権帰属を定めた入札条件も見られるが、委託者への全移転とするケースも多い。技術力を重んじる企業ほど応札のインセンティブが低くなることから、見直しを求める

###### ○プロポーザル型企画競争

- ・プロポーザル型企画競争の調達が増加し、より技術や運用性を重視した提案が採用される機会が増え、良い提案を行うモチベーションが事業者側に高まった点が評価できる

※経団連事務局から要望元企業へのヒアリングに基づき作成

### 3. 関連業界団体からのご意見（団体ごと）

JEITA

JISA

IT連盟

JVCA

経団連

#### (5) 日本経済団体連合会（経団連） 2/2

##### ③ 中小・スタートアップ企業の参入機会拡大

###### ○DMPの運用について

- ・ デジタルマーケットプレイスα版の構築等、施策が目に見える形として現れ、事業者を巻き込んだトライアルとして推進されている点が評価できる
- ・ DMPの実装にあたっては、予算確保から支払いに至るまでの調達プロセス全体のBPRが不可欠。従来通りのプロセスをただ電子化しては、かえって事業者の負担になる場合も想定される。事業者の目線に立ち、簡素化・効率化に努めるべき
- ・ 契約のための価格の登録は価格の流出等の懸念があることから、契約希望価格の登録に限らない柔軟な在り方も検討することが望ましい
- ・ 現行システムでは、他社がサービスを登録することを制限はできないため、ソフトウェア会社によるコントロール範囲外となっている点が課題
- ・ 誤った情報や古い情報に基づき調達される可能性もあるため、情報が最新且つ正確性を担保出来るよう、情報を更新する仕組みの検討も必要

##### ④ ベンダーロックインの排除

###### ○一者応札防止

- ・ プロジェクトリスクの低減や価格差の補填を行い、実現性や付加価値の高い応札を促す仕掛けが必要
- ・ 過度な低価格入札を防止することで、適正価格での調達、適正な競争環境の実現につながると考えられる
- ・ 請負契約において、体制の指定があるケースが新規ベンダーの参入障壁ともなっており、体制の指定を条件とする際には要否の検討が必要

##### その他

###### ○外部環境変化への配慮

- ・ 物価や人件費が高騰しており、外部環境変化を踏まえた予算額の適切な見直しに取り組んでいただきたい

###### ○他省庁への展開

- ・ デジタル庁設立前は政府調達の改善に対しての窓口が存在しなかったため、企業との対話を通じ改革を進めていること自体、評価できる
- ・ デジタル・スタートアップへの加点措置が公表されたことについて、公共調達へのスタートアップ企業参画促進施策が実行されている点が評価できる
- ・ 調達の環境改善について各省庁間でかなり差があるため、デジタル庁の調達改革の取り組み範囲を他省庁の調査研究や委託等にも広げられるよう体制等の拡充を期待したい

###### ○調達改革の進捗について

- ・ 最終報告書で記載されたデジタル庁内部の取組みの進捗状況について、定期的なフォローアップを行うべき
- ・ 民間人材がより効果的に事業やプロジェクトを推進するには、法制度・ルールに対する理解が不可欠であるため、民間からの出向者等に向けた理解促進等の取り組みに感謝

###### ○予算削減について

- ・ 個別構築が必要な情報システムと、SaaSを活用することで効果が得られる情報システムでは特性が異なるため、それぞれの特性に応じた施策を実施いただきたい

※経団連事務局から要望元企業へのヒアリングに基づき作成